

6-3. ケース3（海路避難、空路避難）における対応

＜ケース3における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保ができる場合

【避難方法】

- ・船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケース3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



6-4. ケース4（屋内退避）における対応

＜ケース4における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ① {
 - ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
 - ・国道197号が使用不可な場合
 - ・港湾が使用不可もしくは船舶の確保ができない場合
- ② ⊏
 - ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

【防護措置の方法】

・屋内退避を実施。

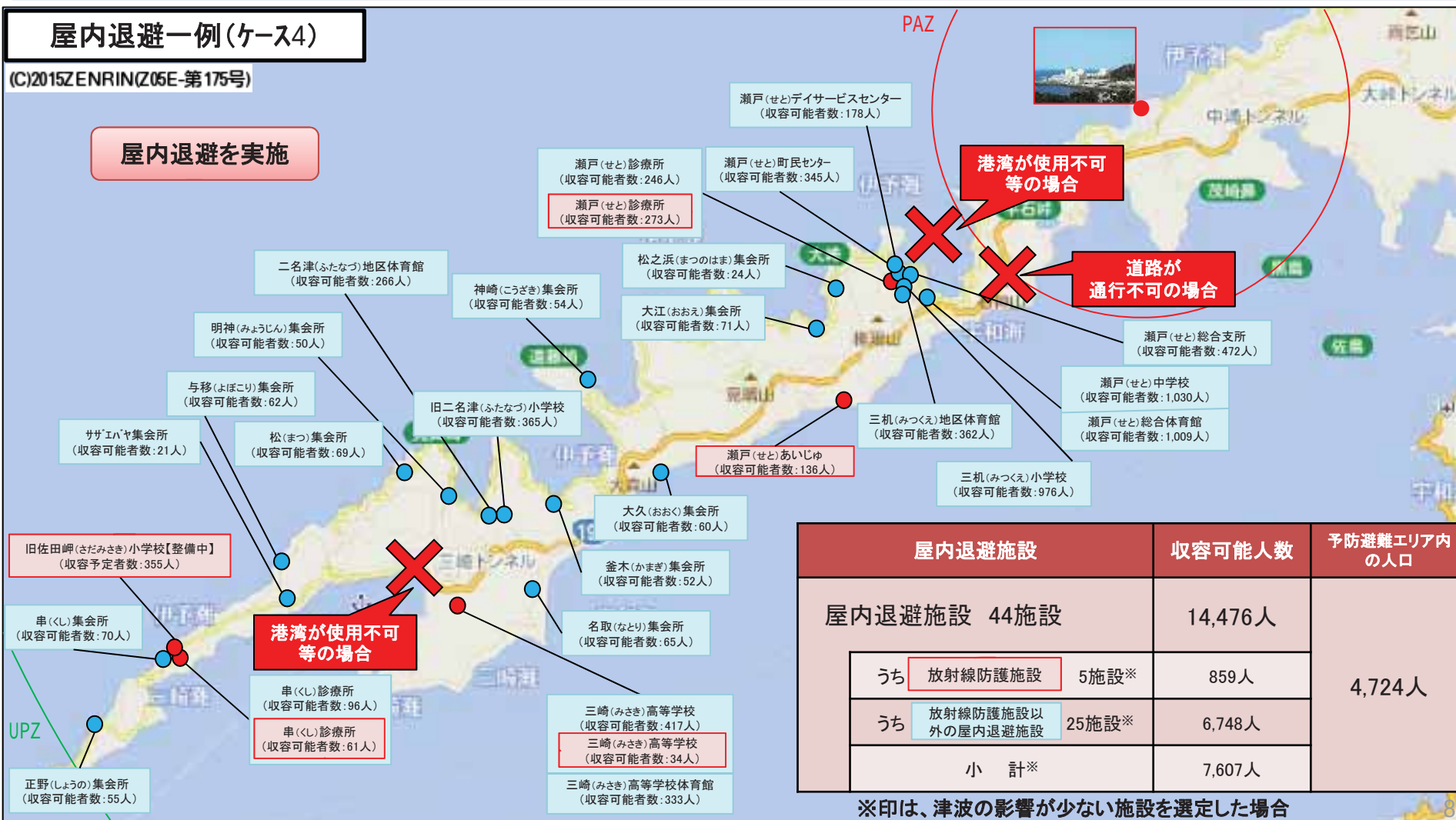
(ケース4) 屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が、約4,700人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

屋内退避一例(ケース4)

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

屋内退避を実施



(ケース4) 予防避難エリアの学校・保育所の児童等の屋内退避

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机 ^(みつぐえ) 小学校	33人	12人	45人
大久 ^(おおく) 小学校	32人	7人	39人
三崎 ^(みさき) 小学校	51人	14人	65人
瀬戸 ^(せと) 中学校	38人	12人	50人
三崎 ^(みさき) 中学校	42人	14人	56人
三崎 ^(みさき) 高等学校	119人	26人	145人
合 計 (6施設)	315人	85人	400人

避難準備※1

学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

警戒事態

施設敷地緊急事態

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机 ^(みつぐえ) 保育所	13人	8人	21人
川之浜 ^(かわのはま) 保育所	7人	5人	12人
大久 ^(おおく) 保育所	11人	4人	15人
三崎 ^(みさき) 保育所	33人	9人	42人
合 計 (4施設)	64人	26人	90人

避難準備

児童の
引き渡し

保護者が児童を引き取り・屋内退避を実施

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

(ケース4)

予防避難エリアの医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の屋内退避

- 予防避難エリアの医療機関・社会福祉施設(4施設約170人)のうち2施設(瀬戸診療所及び瀬戸あいじゅ)については、放射線防護施設である自施設内に屋内退避。残り2施設については、近隣の放射線防護施設に屋内退避。
- 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護施設に屋内退避。

<医療機関及び社会福祉施設4施設>

避難元施設

<放射線防護施設>

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	40人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	15人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人
4	かざぐるま	認知症対応型共同生活介護	9人

計56人

放射線防護施設

5施設 859人収容可能



瀬戸診療所(273人)、
瀬戸あいじゅ(136人)



三崎高等学校(34人)、
串診療所(61人)、
旧佐田岬小学校(355人)
【整備中】

()は、収容人数(予定を含む。)

自施設内に
屋内退避

近隣の放射線防護施設に
屋内退避

11人(支援者11人)

自宅で屋内退避を
することにより
健康リスクが高まる者

<在宅の避難行動要支援者>



在宅避難行動
要支援者
(170人)

支援者

支援者の同行により避難可能な者(159人(支援者101人))は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。

(ケース4)

自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 自宅で屋内退避をすることによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- 予防避難エリアの放射線防護施設は、整備中施設を含めて5施設859人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、859名がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

放射線防護施設(予防避難エリア:5施設)



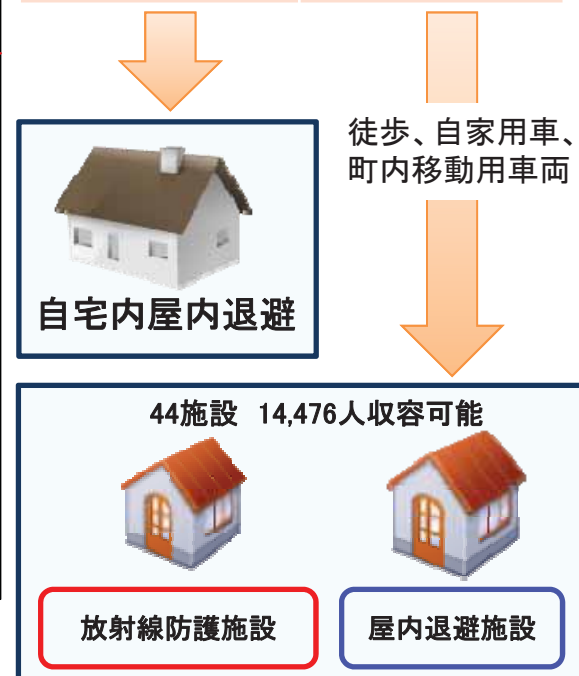
(ケース4) 予防避難エリアの住民の屋内退避

- 予防避難エリアの住民については、全面緊急事態になった場合、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避を実施。
- 屋内退避施設へは、徒歩、自家用車、町内移動用車両で移動。



※ 対象住民の数は平成28年4月1日現在。

	対象住民数
瀬戸地域 (あしなる さいち (足成、佐市を除く))	1,508人
三崎地域 (みさき)	2,530人
合計	4,038人



(ケース4)

予防避難エリアにおいて必要となる輸送能力と各関係機関保有車両

- 放射線防護施設及び屋内退避施設において屋内退避を行う場合は、予防避難エリアの各関係機関保有車両(バス等30台、福祉車両30台(ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様19台))を用いて移動。
- 放射線防護施設及び屋内退避施設へは複数回のピストン輸送を実施。

最大対象人数	自家用車で 避難できない住民	保育所の児童	社会福祉施設の入所者
	931人	64人	56人

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

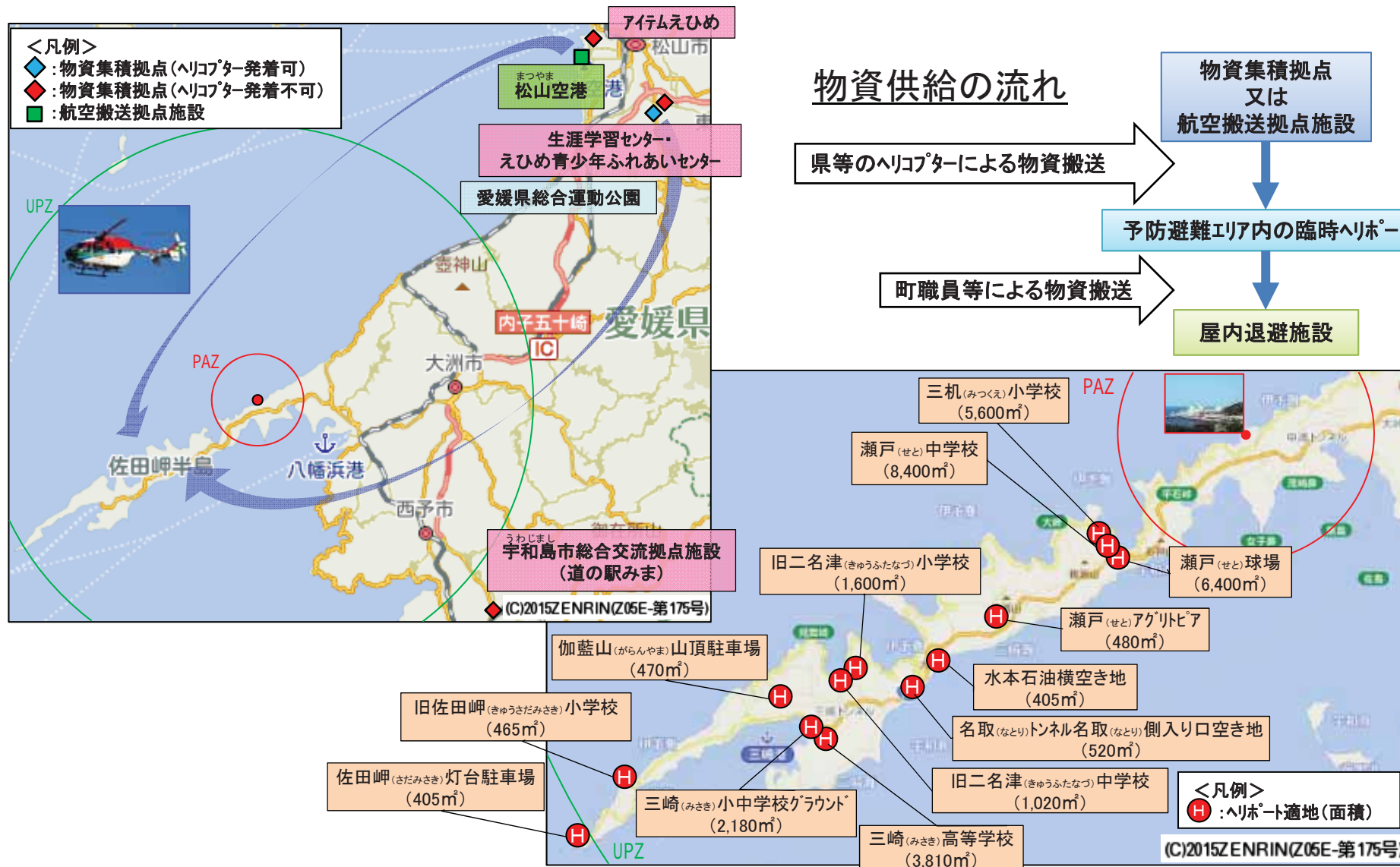
※2 学校の児童等及び医療機関・社会福祉施設のうち放射線防護施設の入所者は、自施設内に屋内退避を実施

	予防避難エリアの 各関係機関保有車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	合計493名乗車可能 ピストン輸送を想定
伊方町 いかたちょう	8台		8台	合計261名乗車可能 ピストン輸送を想定
四国電力		8台	8台	合計56名乗車可能 ピストン輸送を想定
合 計	30台	11台	19台	

※3 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

(ケース4) 予防避難エリアにおける物資供給体制

- 物資集積拠点等から予防避難エリアまで、県等のヘリコプターにより物資を供給。供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送。



7. UPZ圏内における対応

＜対応のポイント＞

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民（避難行動要支援者を含む）の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

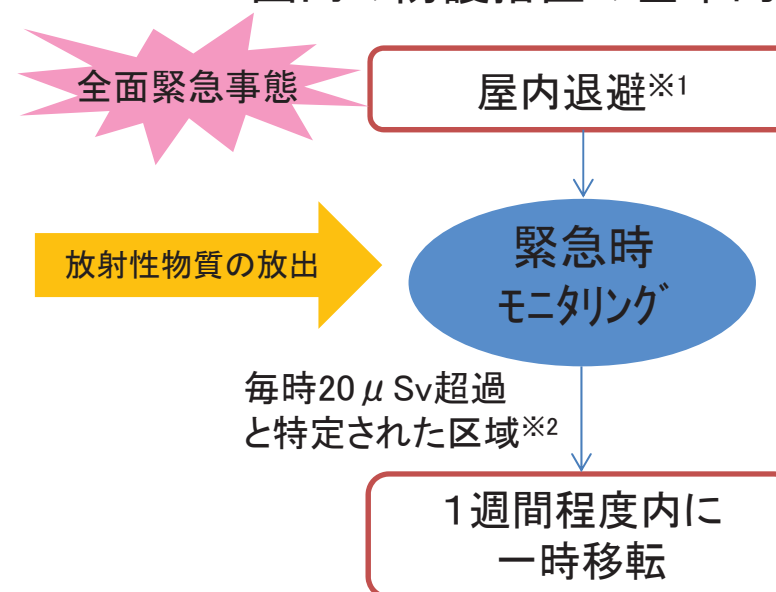
※ UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施。

UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内（予防避難エリアについては、状況に応じた多様な防護措置）においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



※1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

※2 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

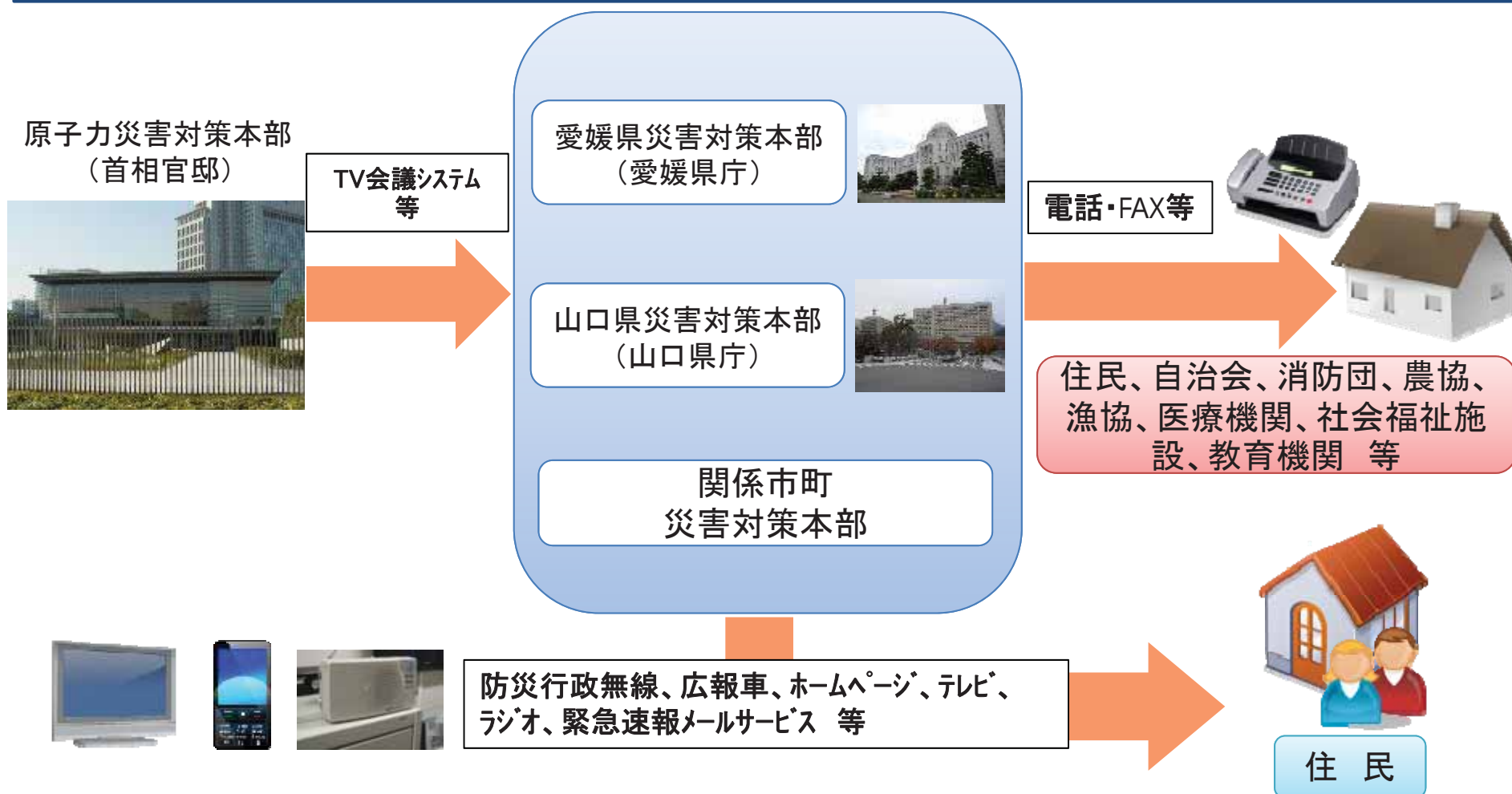
一時移転等に備えた関係者の対応

- 愛媛県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 山口県及び上関町は、警戒事態及び施設敷地緊急事態で職員を配備して警戒態勢を確保し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 愛媛県内のバス会社は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。
- 愛媛県内の船会社は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、旅客船の派遣準備を開始。
- 上関町は、町定期船の派遣準備を開始。



一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、愛媛県、山口県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 愛媛県、山口県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ圏内住民の一時移転等①

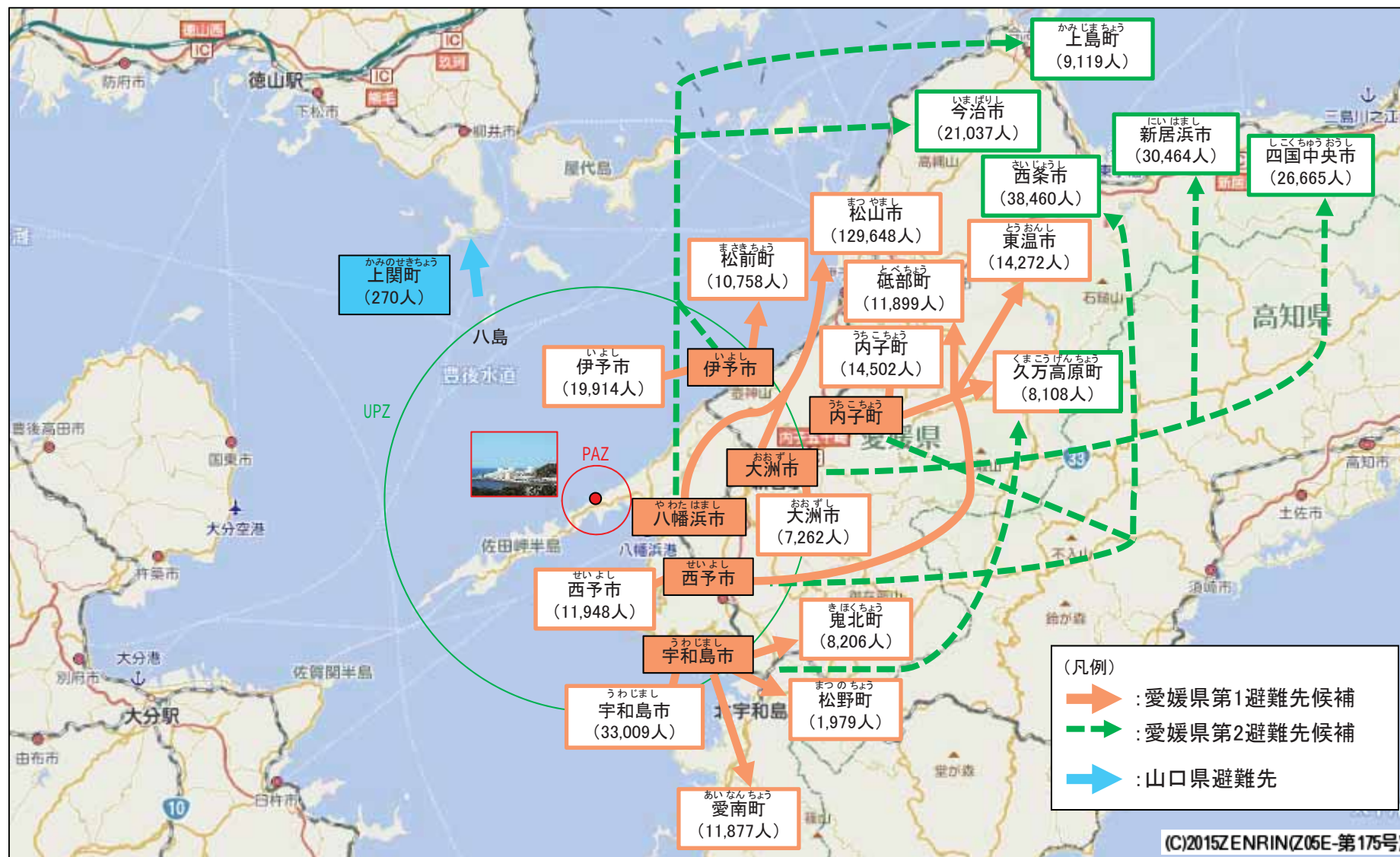
- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、愛媛県、山口県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 愛媛県では、第1避難先候補（13市町）に避難を行うが、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき第1避難先候補に避難できない場合は、第2避難先候補（6市町）に避難する。なお、避難受入市町が指定する場合は避難経路所を経由。
- 上関町（八島地区）では、上関町総合文化センターに避難を行い、上関町総合文化センターに避難できない場合は、上関町民体育館に避難する。

県名	市町名 ※（ ）は対象人口	第1避難先候補 ※（ ）は受入可能人数、【 】は避難経路所	第2避難先候補 ※（ ）は受入可能人数
愛媛県	八幡浜市 (35,643人)	松山市(129,648人)【愛媛県総合運動公園】 合計(129,648人)	今治市(21,037人)、上島町(9,119人) 合計(30,156人)
	大洲市 (41,851人)	大洲市内(7,262人)、松山市(129,648人)【愛媛県総合運動公園】 合計(136,910人)	新居浜市(30,464人)、四国中央市(26,665人) 合計(57,129人)
	西予市 (29,050人)	西予市内(11,948人)【乙亥の里】、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、 砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,108人)【久 万高原グラウンド】 合計(46,227人)	西条市(38,460人) 合計(38,460人)
	宇和島市 (4,263人)	宇和島市内(33,009人)、松野町(1,979人)、鬼北町(8,206人)、 愛南町(11,877人) 合計(55,071人)	久万高原町(8,108人) 合計(8,108人)
	伊予市 (759人)	伊予市内(19,914人)、松前町(10,758人)【松前公園】 合計(30,672人)	今治市(21,037人)、上島町(9,119人) 合計(30,156人)
	内子町 (123人)	内子町内(14,502人)、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、 砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,108人)【久 万高原グラウンド】 合計(48,781人)	西条市(38,460人) 合計(38,460人)

※上記避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県（受入可能人数：464,575人）へ避難

山口県	上関町 (26人)	上関町総合文化センター(270人)	上関町民体育館(220人)
-----	--------------	-------------------	---------------

UPZ圏内住民の一時移転等②



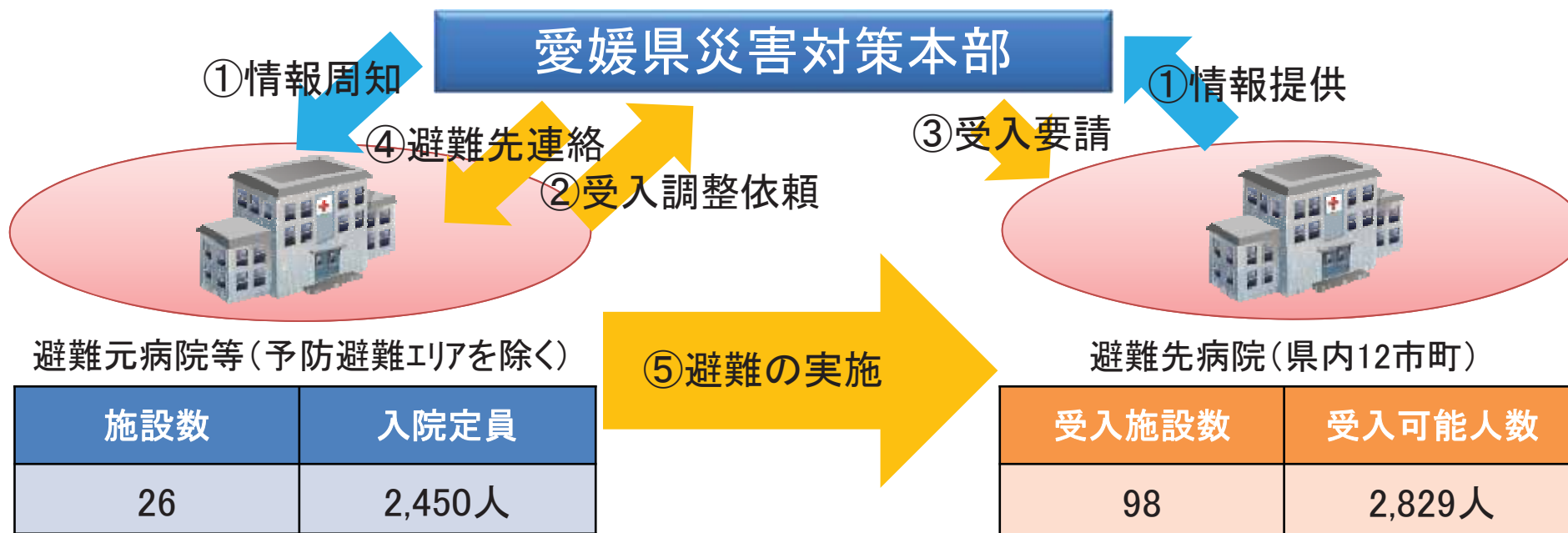
いかたちよう

※伊方町を除く

※()は受入可能人数

※愛媛県の関係市町は、避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:464,575人)へ避難

- 半径5～30km圏にある全ての医療機関(病院及び有床診療所、26施設2,450人)において、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。



マッチングフロー

- ①: 県は市町災害対策本部を通じ、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- ②: 避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は市町災害対策本部を通じ県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- ③: 県は、避難先候補病院等に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- ④: 県は市町災害対策本部を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院等及び避難ルート等を連絡
- ⑤: 避難の実施

UPZ圏内の社会福祉施設の避難先

- 半径5～30km圏にある全ての社会福祉施設(109施設3,259人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、短期入所、グループホームの一部を除き、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保。
- なお、短期入所、グループホームの一部(23施設161人)は家族への引き渡しを優先。家族への引き渡しができない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

<5～30km圏内(予防避難エリアを除く)>

施設区分	施設数	入所定員
救護施設・授産施設	1	70人
児童福祉施設	1	40人
老人福祉・介護保険施設	77	2,681人
合 計	79	2,791人

施設ごとの
避難先を確保

<30km圏外(県内17市町)>

受入 施設数	受入 可能人数
3	83人
3	69人
137	2,821人
143	2,973人

施設区分	施設数	入所定員
障害福祉施設	30	468人

※1

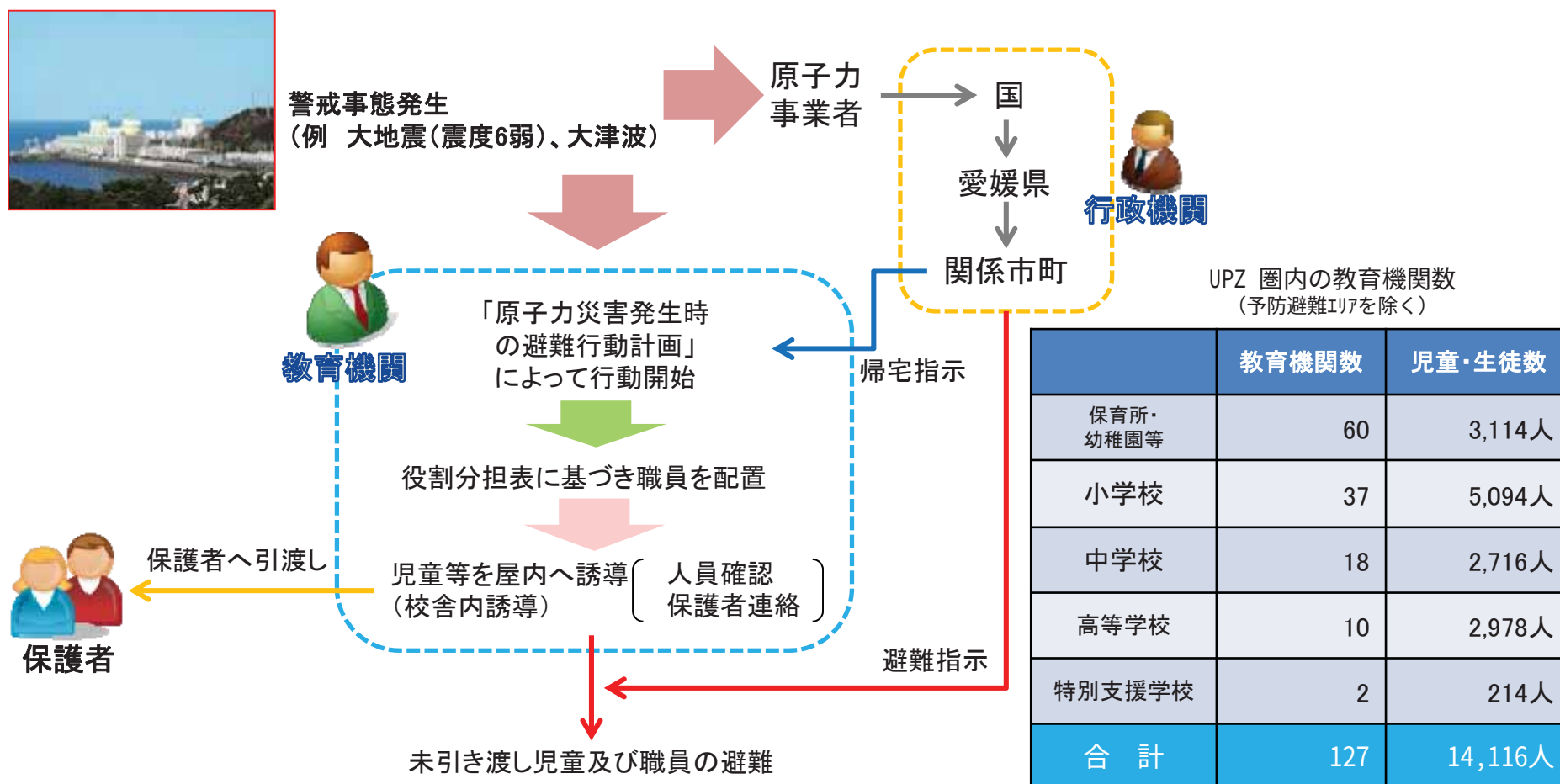
受入 施設数	受入 可能人数
18	307人

※1: 短期入所、グループホームの一部(23施設161人)は家族への引き渡しを優先し、それ以外は施設ごとの避難先を確保。家族への引き渡しができない場合には愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

※2: 山口県のUPZ圏内に社会福祉施設は存在しない。

UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

- 愛媛県では、施設敷地緊急事態により市(町)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。市(町)災害対策本部から避難指示が発出された場合は、職員は未引き渡し児童等とともに避難を行う。
- 校長、園長等は随時、市(町)災害対策本部と連携を図る。



※ 山口県のUPZ圏内に学校・保育所等は存在しない

平成28年4月1日現在 100

UPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。

関係市町災害対策本部

防災行政無線・緊急速報メールサービス・TV・ラジオ等による情報提供

連絡等

屋内退避

同居者・支援者

協力

在宅避難行動
要支援者

一時移転等

移動

避難先

福祉避難所等
(175施設)

UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)
(予防避難エリアを除く)

		5～30Km圏内
愛媛県	やわたはまし 八幡浜市	3,508人(3,508人)
	おおずし 大洲市	1,874人(1,090人)
	せいよし 西予市	1,258人(804人)
	うわじまし 宇和島市	108人(40人)
	いよし 伊予市	9人(7人)
	うちこちよう 内子町	3人(0人)
	合 計	6,760人(5,449人)
山口県	かみのせきちよう 上関町	0人(0人)

※1 ()内は支援者有り

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

UPZ圏内の一時移転に必要な輸送能力の確保

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間程度内に実施する。愛媛県では、一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 愛媛県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 愛媛県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。

山口県では、上関町が町定期船を輸送手段として確保することにより必要な輸送能力を確保する。

上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

愛媛県内のバス会社

保有台数

32社

868台

四国各県保有バス台数

県名

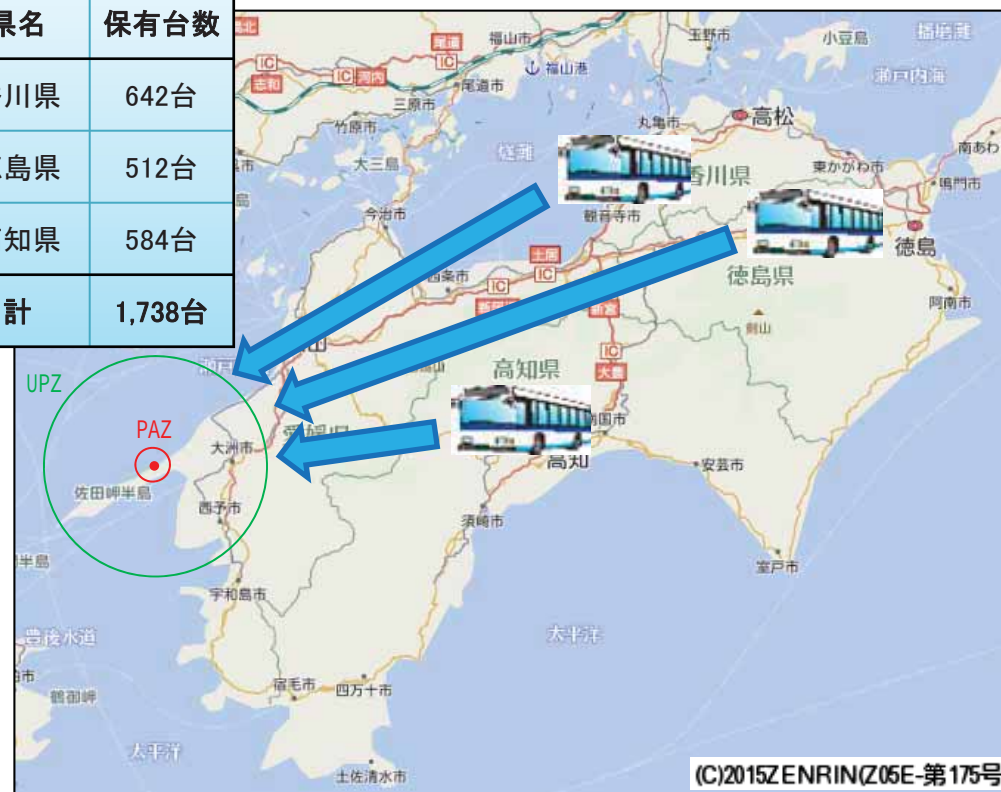
保有台数

香川県 642台

徳島県 512台

高知県 584台

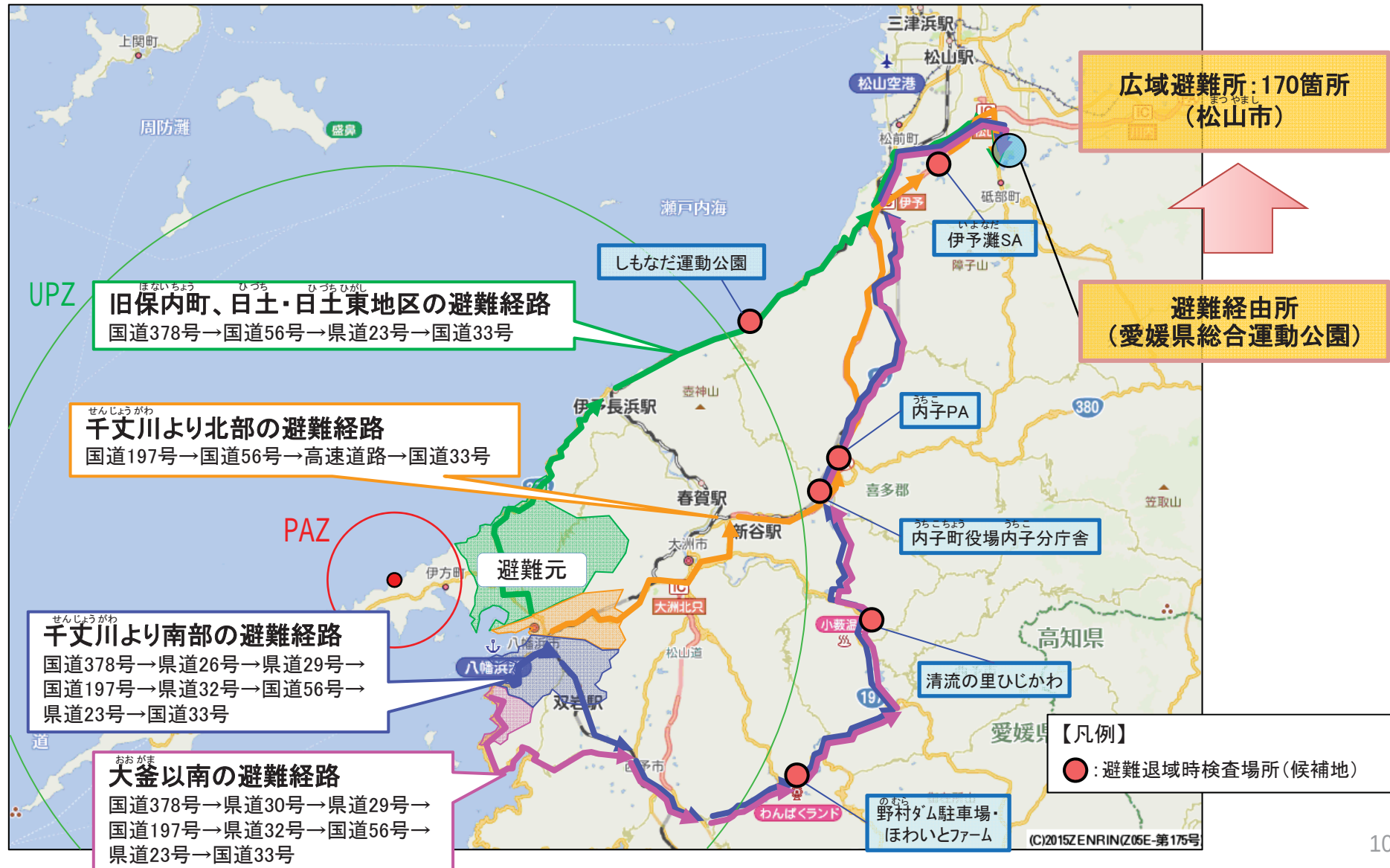
計 1,738台



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

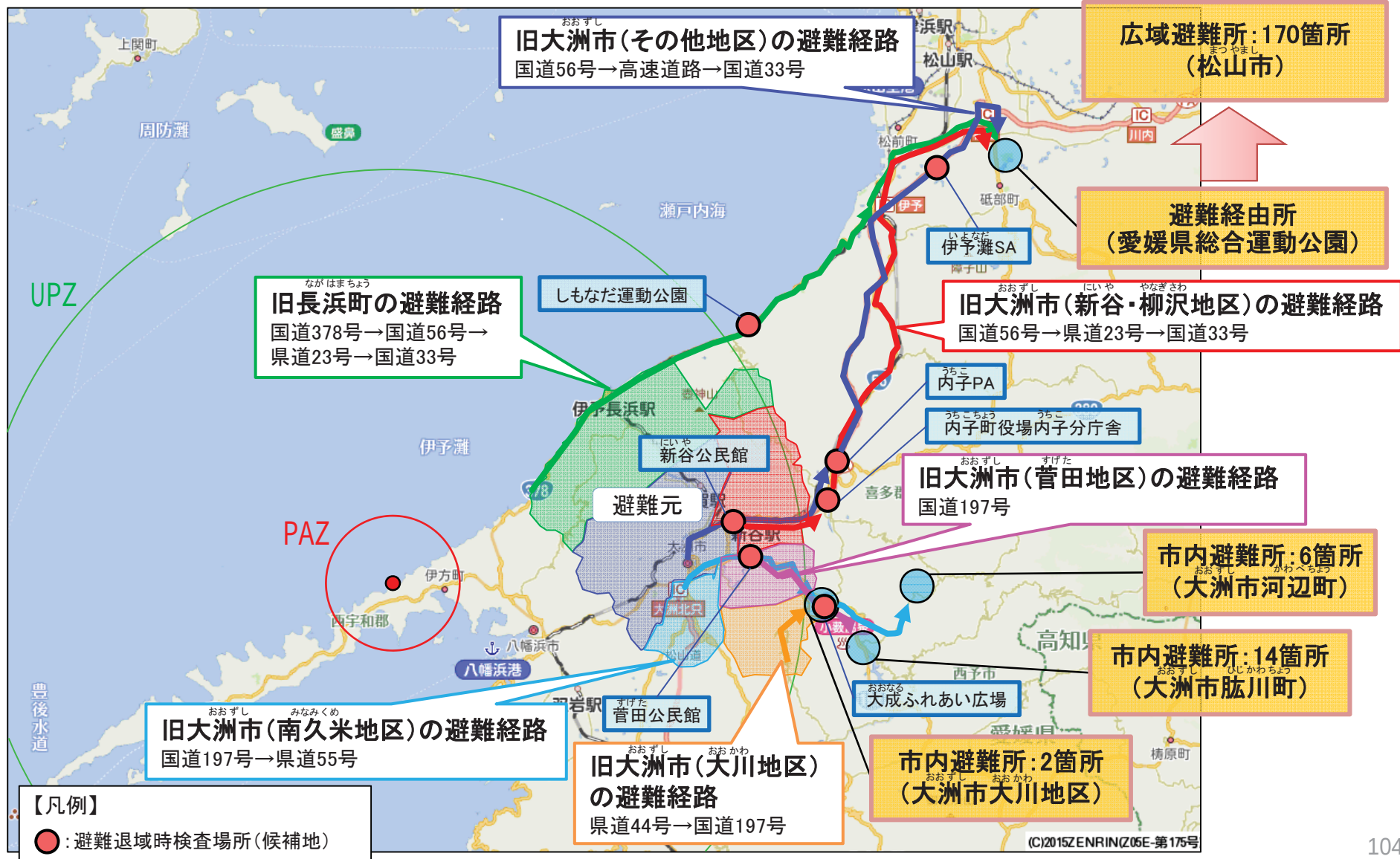
八幡浜市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



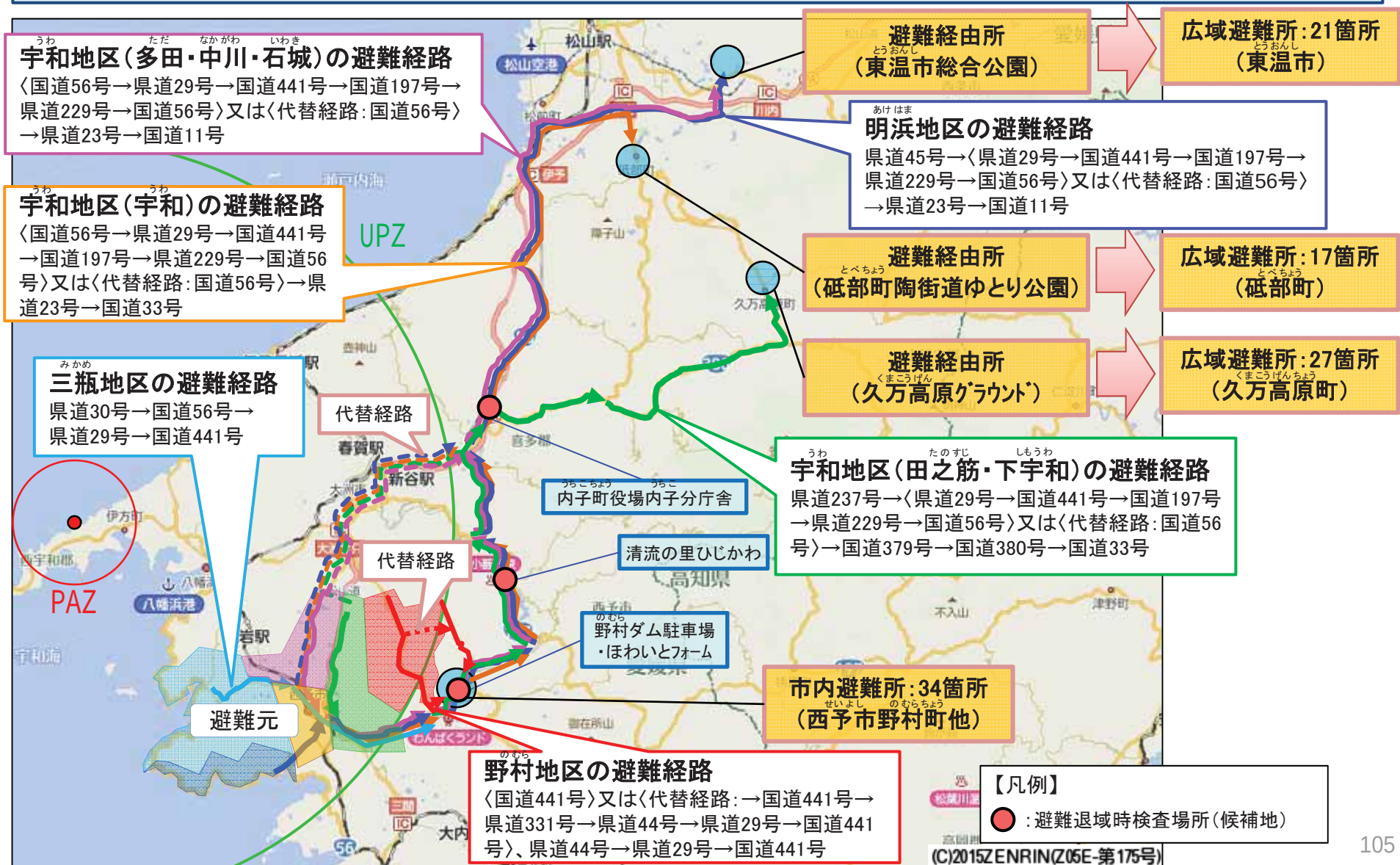
おおずし 大洲市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



西予市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

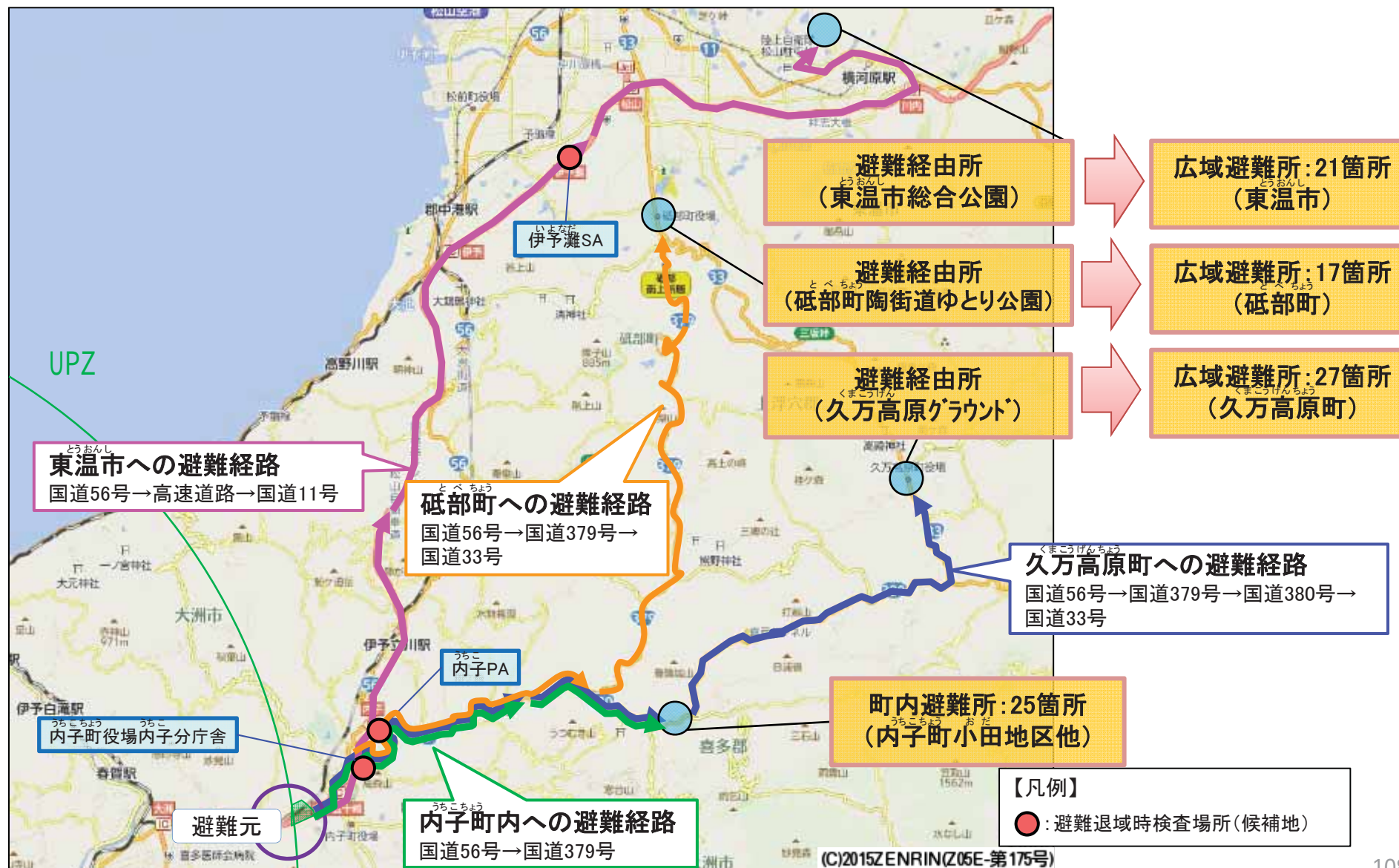


伊予市におけるUPZ内から避難経路所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



UPZ圏内における離島（愛媛県八幡浜市大島）の防護措置

- 八幡浜市は、一時移転等の指示が出た場合は大島の自主防災組織等に対して大島産業振興センター（放射線防護施設）へ要員の配置を依頼。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、大島港まで徒歩等で移動した後、大島港から定期船、自家用船舶等により八幡浜港へ移動。
- 八幡浜港から市民スポーツセンター（一時集結所）へ徒歩、市公用車等で移動後、市・県が手配するバス等により松山市の愛媛県総合運動公園（避難経路所）に移動。その後、松山市の指示する広域避難所に避難。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで大島産業振興センター（放射線防護施設）において屋内退避を実施。



大島産業振興センター
（放射線防護施設）
収容可能者数：202人



避難経路：

大島港→[船舶移動(定期船・自家用船舶等)]→八幡浜港→市民スポーツセンター(一時集結所)→愛媛県総合運動公園(避難経路所(松山市))

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ圏内における離島（愛媛県宇和島市嘉島）の防護措置

- 宇和島市は、一時移転等の指示が出た場合は嘉島港（一時集結所）に市職員2名を配置。
- 住民に対しては、防災ラジオ、屋外放送設備、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、嘉島港まで徒歩で移動した後、船舶により避難。
- 嘉島港から宇和島港までは、定期船、自家用船舶、宇和島市公用船等で移動し、宇和島港から避難先施設となる市内の三間町公共施設に市・県が手配するバス等により避難を実施。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで嘉島小学校（放射線防護施設【整備中】）において屋内退避を実施。



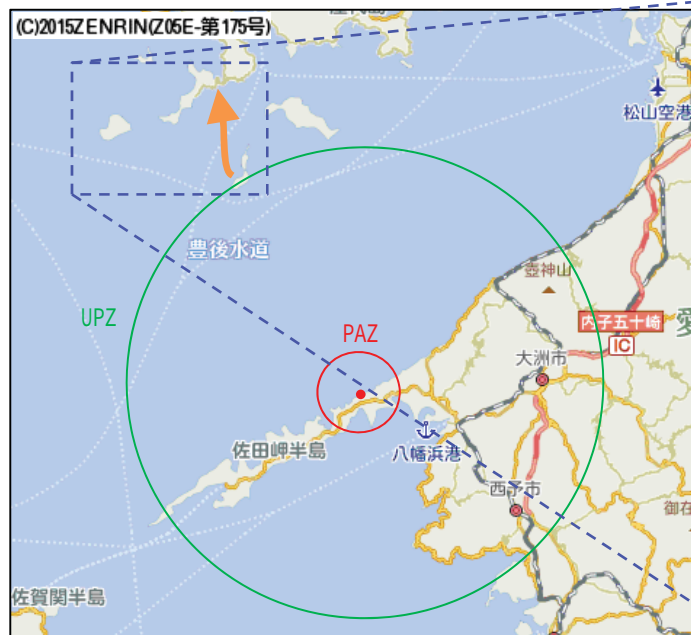
避難経路:

嘉島港（一時集結所）→[船舶移動（定期船・自家用船舶、宇和島市公用船等）]→宇和島港→三間町公共施設（避難先施設）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

UPZ圏内における離島（山口県上関町八島）の防護措置

- 上関町は、一時移転等の指示が出た場合は八島ふれあいセンター（島内集合場所）及び上関町総合文化センター（島外避難所）に町職員2名1組を配置。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、八島ふれあいセンターに徒歩、町公用車で移動した後、八島港から船舶により避難。
- 八島港から室津港までは、かみのせき丸（町定期船）、漁船で移動し、室津港から島外避難所となる上関町総合文化センターへ徒歩、町公用車で移動。
- 船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで八島ふれあいセンターにおいて屋内退避を実施。



避難経路:

八島ふれあいセンター（島内集合場所）→八島港→
[船舶移動（かみのせき丸）]→室津港→上関町総合文化センター（島外避難所）

八島ふれあいセンター
（島内集合場所）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、愛媛県及び山口県に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定等が締結されている。

㉗ 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月5日）

【対象】

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①物資及び資機材の提供
- ②施設、設備及び機器の使用又は貸与
- ③職員の派遣
- ④試験検査等の実施その他の役務の提供
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

㉘ 愛媛県と山口県の確認事項について（平成24年3月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県ワサビセンターへの山口県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

㉙ 愛媛県と大分県の確認事項について（平成23年9月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県ワサビセンターへの大分県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

㉚ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㉛ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉜ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉝ 九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㉞ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㉟ 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



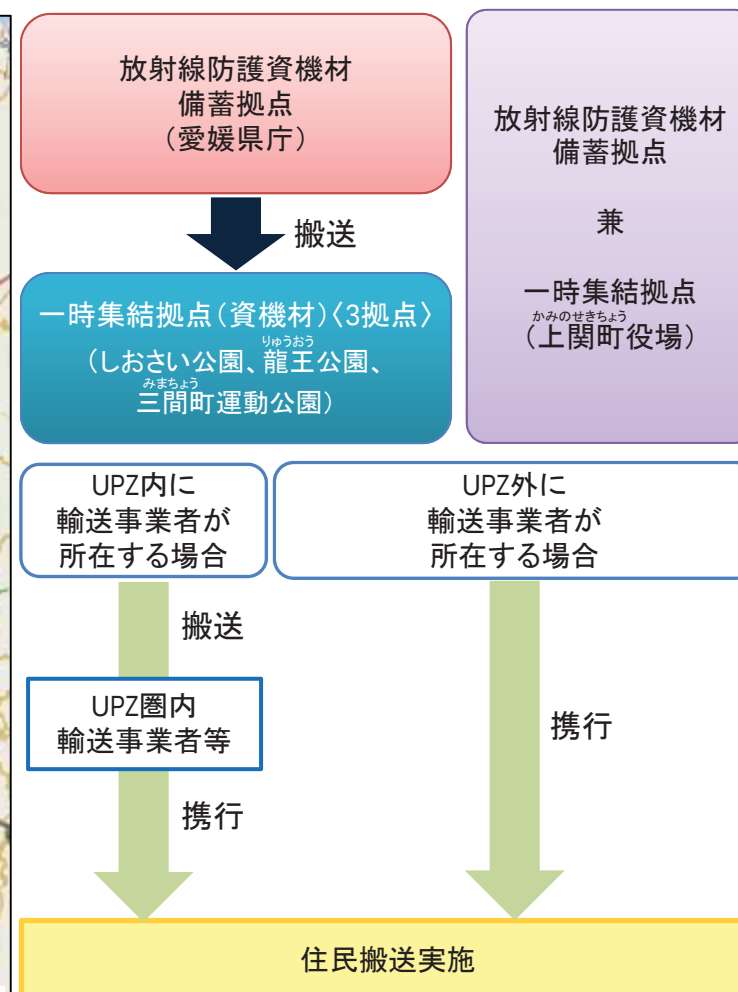
8. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

- 愛媛県は、伊方町^{いかたちょう}のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等向けの個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施中。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万が一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。



UPZ圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- 愛媛県では、UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布（UPZ圏内の輸送事業者等には個別に配布）。
- 山口県では、放射線防護資機材備蓄拠点である上関町役場^{かみのせきちょう}において配布を実施。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

愛媛県及び山口県の関係市町における行政備蓄

- 緊急時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町村より備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

備蓄物資 種類	愛媛県関係市町								山口県関係市町	
	愛媛県	い かたちよう 伊方町	や わた はまし 八幡浜市	おお ず し 大洲市	せい よ し 西予市	う わ じま し 宇和島市	い よ し 伊予市	うち こ ちよう 内子町	山口県	かみのせきちよう 上関町
乾パン (缶)	—	10,800	2,136	6,000	—	1,584	240	220	—	—
アルファ米等 (食)	—	21,000	16,650	7,567	11,000	30,980	2,600	2,100	—	300
飲料水 (リットル)	—	21,250	15,692	13,620	9,200	46,716	2,200	3,100	—	300
毛布 (枚)	4,500	2,000	1,000	948	6,800	600	550	600	4,500	40
簡易トイレ (セット)	50	50	16	374	160	42	380	12	—	600※3

※1: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※2: 上記の数量は、現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3: 上関町が備蓄する簡易トイレは、使い捨てタイプ。

愛媛県及び山口県における行政備蓄

- 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、愛媛県及び山口県は、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

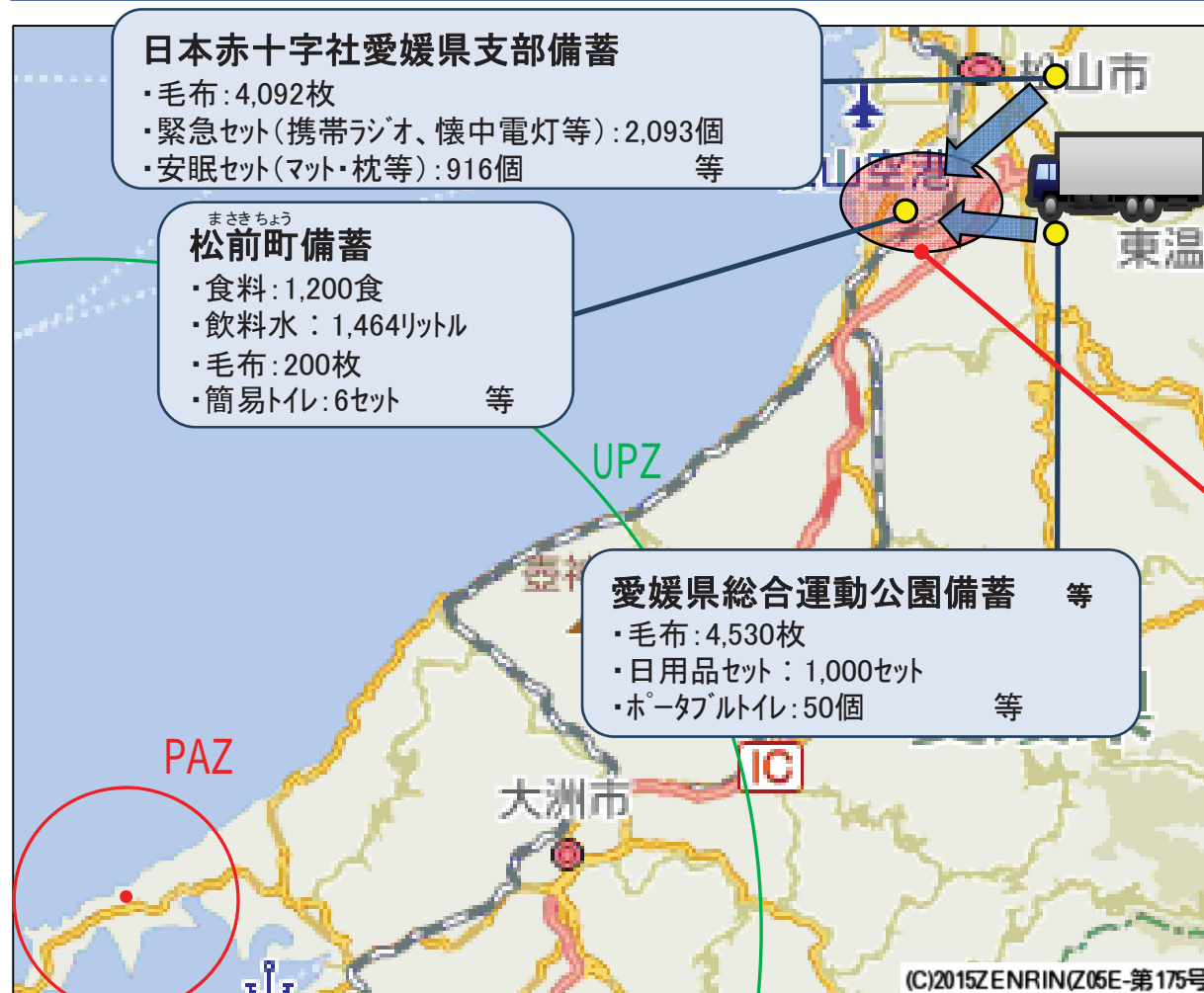
愛媛県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給に関する協定等	災害発生時における応急生活物資の供給等	(株)ひめライズ、(株)あいしよく、(株)四国シキマパン、四国コ・コーポリング(株)、大塚食品(株)、(株)光藤、(一社)愛媛県生活衛生同業組合連合会、愛媛県パン協同組合、全日本パン協同組合連合会中四国ブロック、(株)伊予鉄高島屋、(株)松屋三越、(株)フジ、DCMダイ(株)、NPO法人コリ災害対策センター、愛媛県生活協同組合連合会、サークルケイ四国(株)、サンクス西四国(株)、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、イオンリテール(株)、(一社)愛媛県LPガス協会
災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定	公用車等災害対策に必要な自動車等の燃料の優先的な供給	愛媛県石油商業組合
災害時の物資等の輸送に関する協定	災害救助に必要な生活必需品等の輸送	(一社)愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

山口県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	山口農協直販(株)、山口県パン工業共同組合、山口県乳業共同組合、生活協同組合コープやまぐち、(株)下関大丸、マックスバリュ西日本(株)、(株)丸久、(公財)山口県学校給食会、(株)セブンイレブンジャパン、(株)ローソン、(株)イズミ、(株)ナフコ、(株)ジュンテンドー、NPO法人コリ災害対策センター、(株)ファミリーマート、(株)フジ、(株)伊藤園、日本果実工業(株)、(一社)山口県LPガス協会、大塚製薬(株)
災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等への支援	山口県石油商業組合
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	物資等の緊急・救援輸送	(一社)山口県トラック協会

- PAZ圏内及び予防避難エリアからの避難住民約10,100人の受入れ時には、愛媛県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社愛媛県支部に備蓄された物資(生活用品等)を、愛媛県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 愛媛県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、愛媛県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



PAZ・予防避難エリア住民避難先

種類	施設名	避難受入人数
広域避難所	まさき 松前公園体育館	997人
	まさき 松前小学校	1,469人
	まさき 松前中学校	1,422人
	きたいよ 北伊予小学校	948人
	きたいよ 北伊予中学校	826人
	おかだ 岡田小学校	1,073人
	おかだ 岡田中学校	1,073人
	いよ 県立伊予高校	949人
	健康増進センター	273人
	まさき 松前総合文化センター	541人
	東公民館	430人
	西公民館	383人
	北公民館	374人
合 計		10,758人

(※) 物資備蓄数は概数

物資集積拠点・一時集結拠点（物資）

- 物資供給の迅速性を高めるため、公的施設や民間の倉庫等を活用し、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について協定事業者に要請し、より効率的に物資を供給。



物資集積拠点〈7拠点〉

（アイテムえひめ（愛媛県国際貿易センター）、愛媛県総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）、周南緑地、山口県消防学校及び大分スポーツ公園）

- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・避難住民への食糧・物資の供給
- ・災害関係情報（道路情報、緊急時モニタリング情報）
- ・公的施設のスペースが不足する場合等は民間施設を活用

一時集結拠点（物資）〈5拠点〉

（しもなだ体育館、五十崎体育館、JA南味楽共選場、上関惣津空地、むろつたけのうら 室津竹の浦空地）

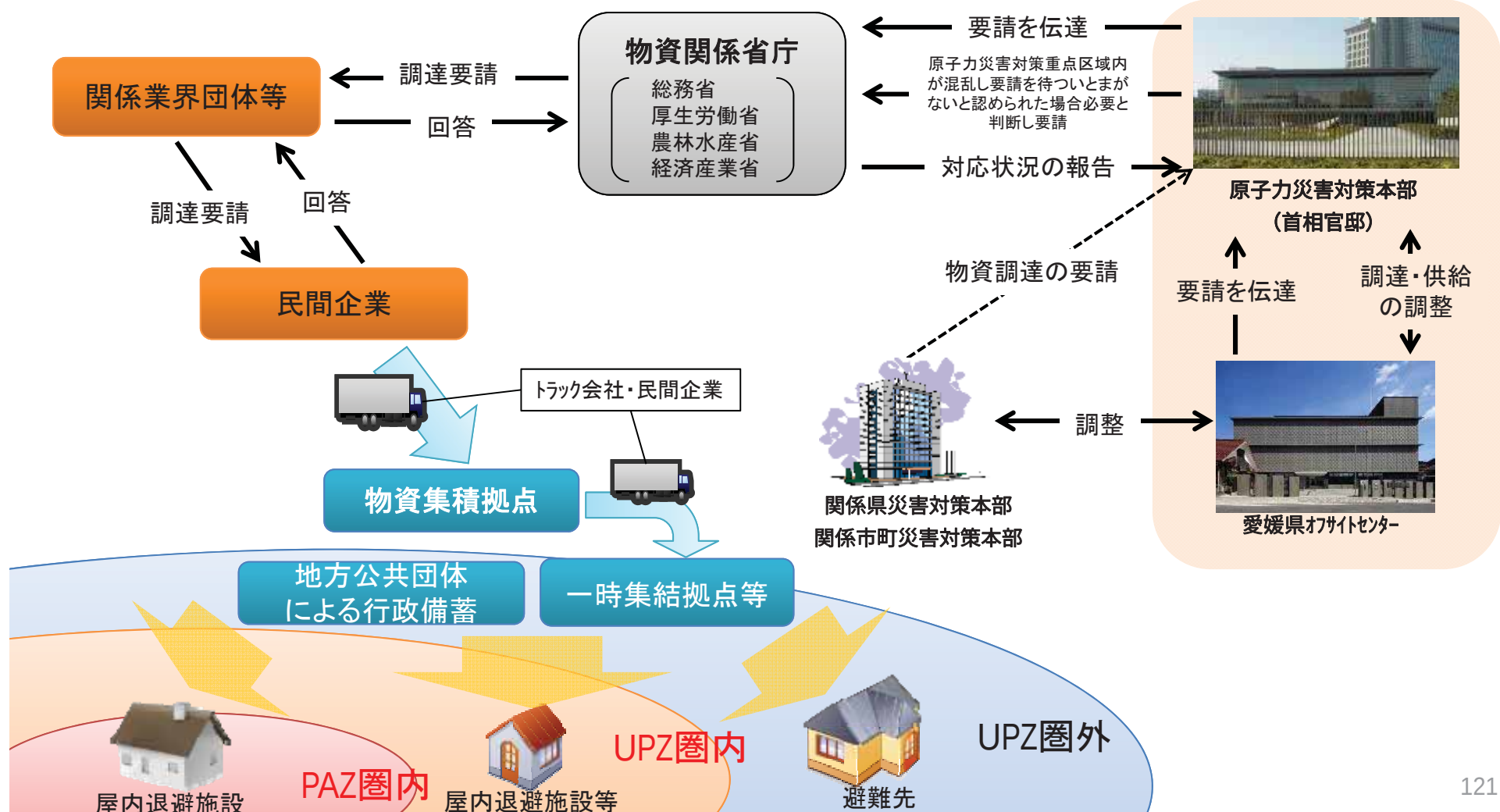
- ・屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- ・原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
- ・災害関係情報（道路情報、緊急時モニタリング情報）等

物流専門家の派遣

- ・協定事業者から災害対策本部や物資集積拠点に派遣
- ・物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導

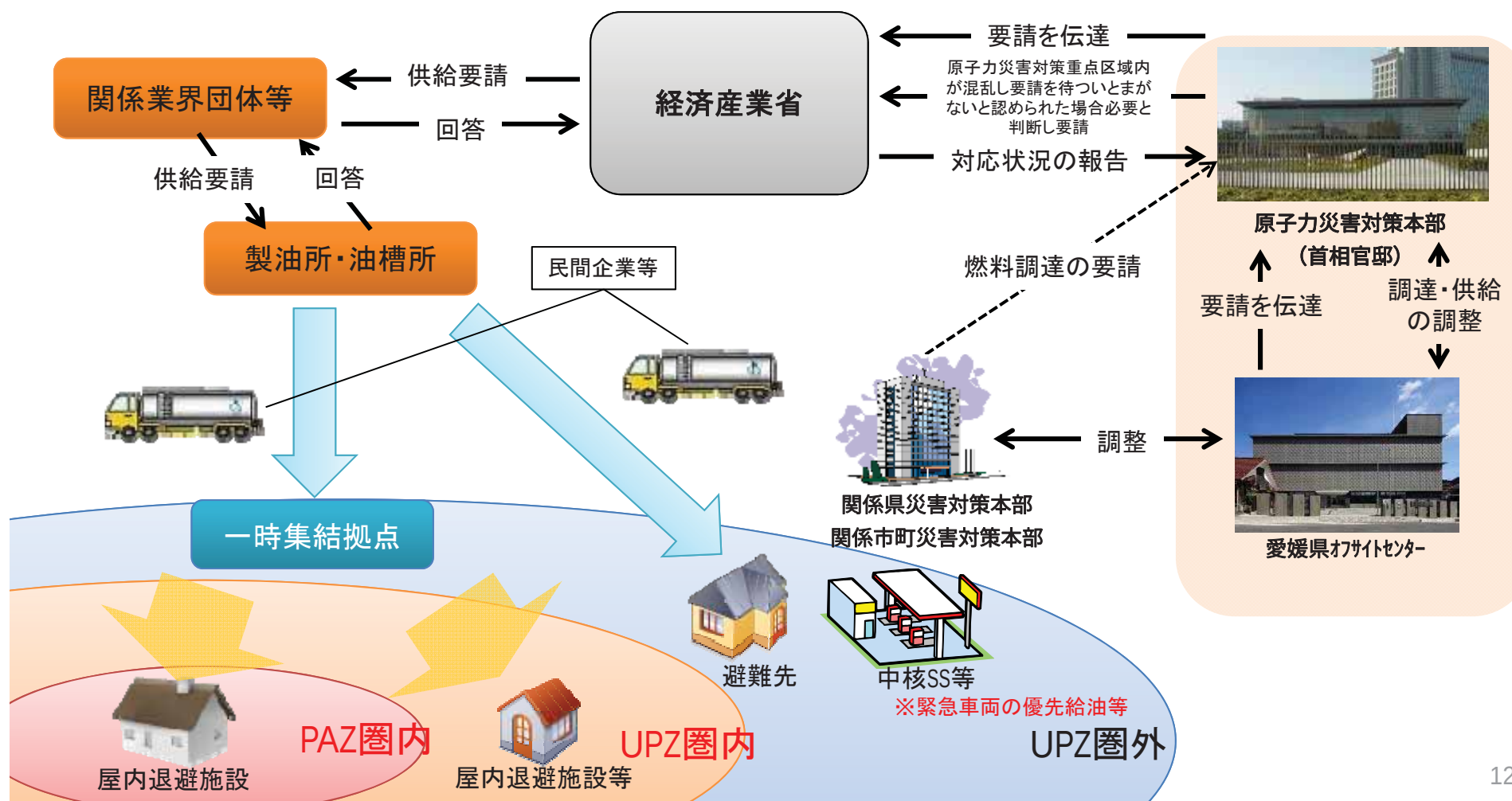
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等

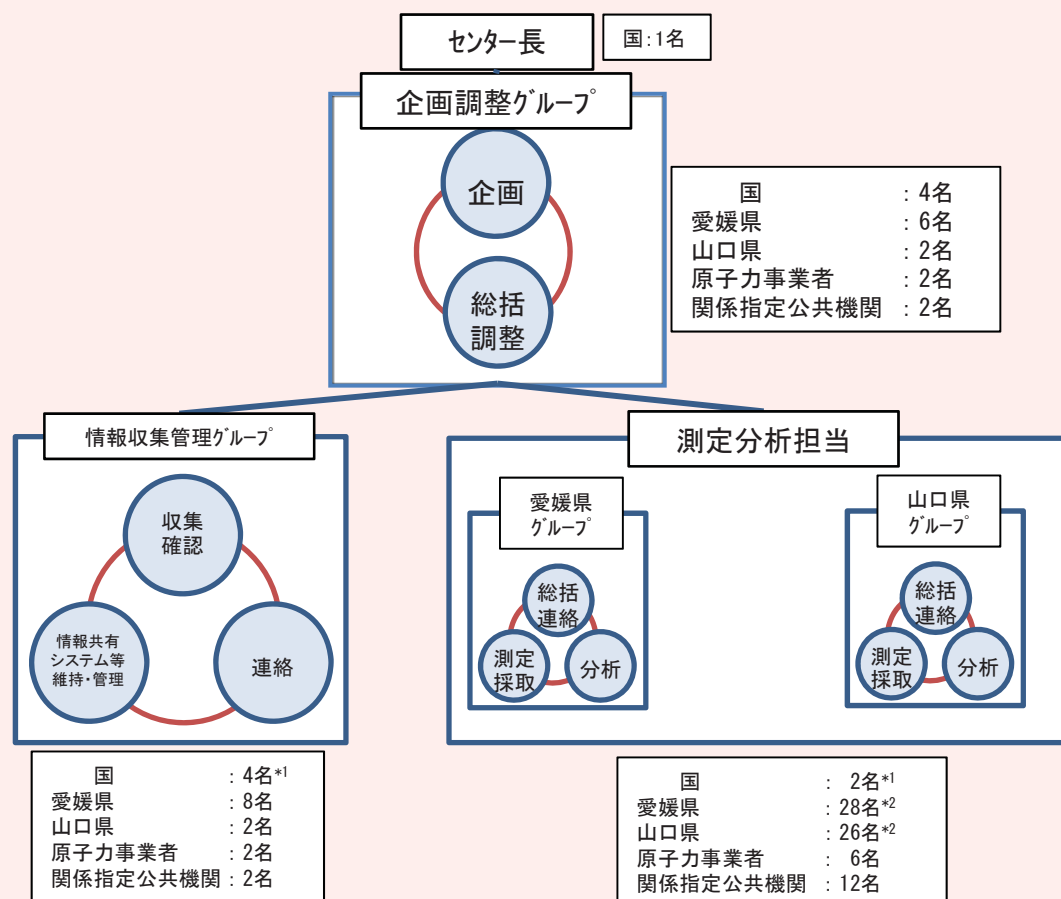
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.119の体制に基づき実施。

9. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを愛媛県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。
- 愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に2名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

※ 構成員は交代要員を含む

* 1 国から委託を受けた民間の機関含む * 2 愛媛県・山口県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

伊方地域の放射線モニタリング体制

- 伊方発電所周辺の8市町に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点100地点を設定し、このうちUPZ圏内65局(予防避難エリアを除く)及びPAZ圏内2局の測定局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- PAZ圏内及び予防避難エリアでは、30局の測定局で連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。



➤ モニタリングポスト等

- ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(19局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定

※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施

- ・電子線量計(58台)で、放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(10台)を配備

➤ モニタリングカー等

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション【1局】、モニタリングポスト【19局】
(非常用電源装備)



モニタリングポスト・ダストサンプラ
(可搬型)



電子線量計【58台】



モニタリングカー【1台】



モニタリング資機材例
(サーベイメータ、非常用電源等)



放射線測定通信端末

➤ モニタリングステーション

- ・UPZ圏内に含まれる八島^{やしま}にモニタリングステーションが設置されており、放射線量を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーションが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(1台)を配備



モニタリングステーション【1局】



非常用電源装備(モニタリングステーション)



可搬型モニタリングポスト【1台】



NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ



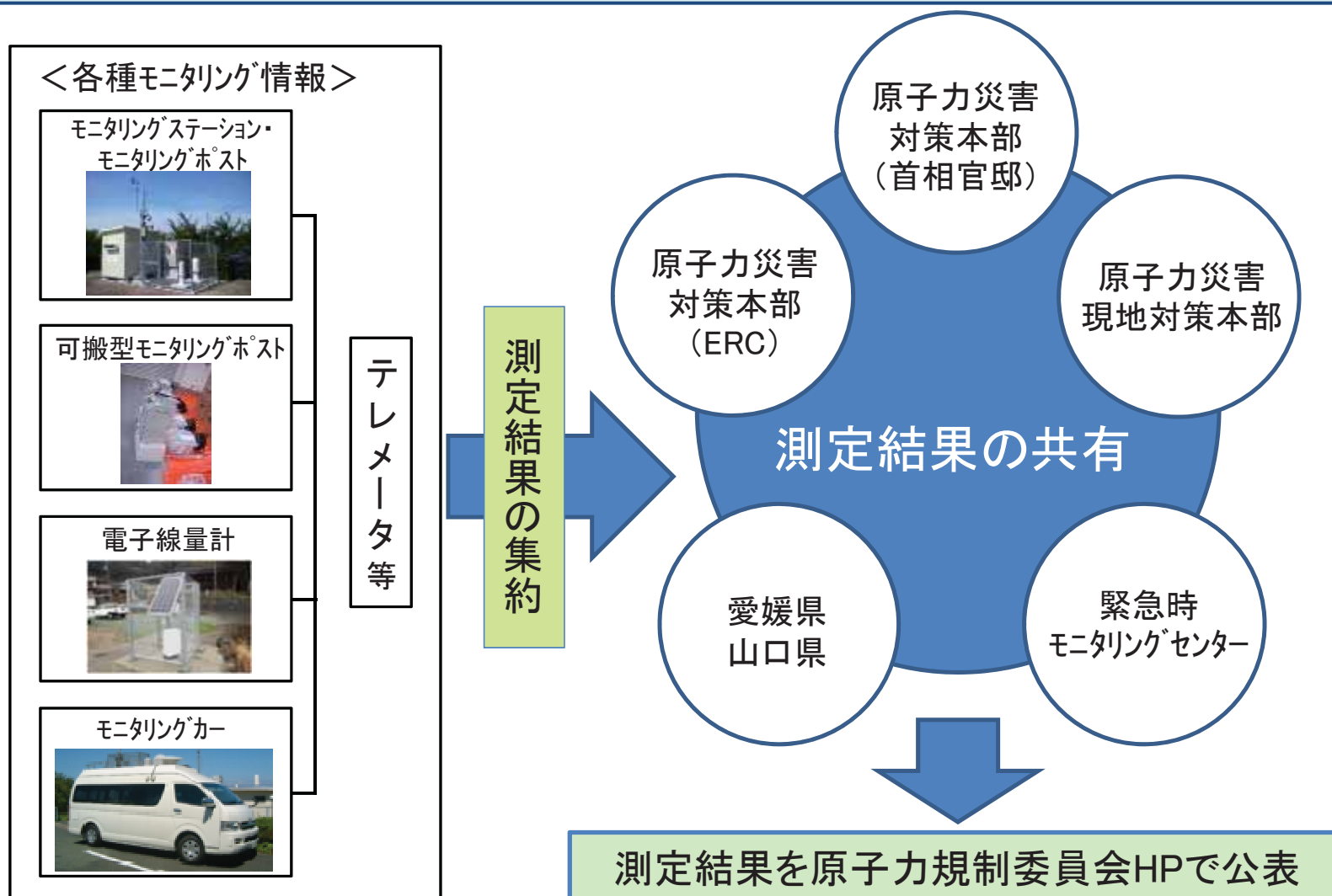
電離箱式サーベイメータ



GM管式サーベイメータ

緊急時モニタリング 結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 愛媛県及び山口県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物に係るスクリーニング等

<実施主体>

例)

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

（平成26年度調査による。愛媛県・山口県・四国電力を除く。）

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	242台	27台
原子力事業者	42台	32台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

いかた 伊方地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、愛媛県及び山口県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

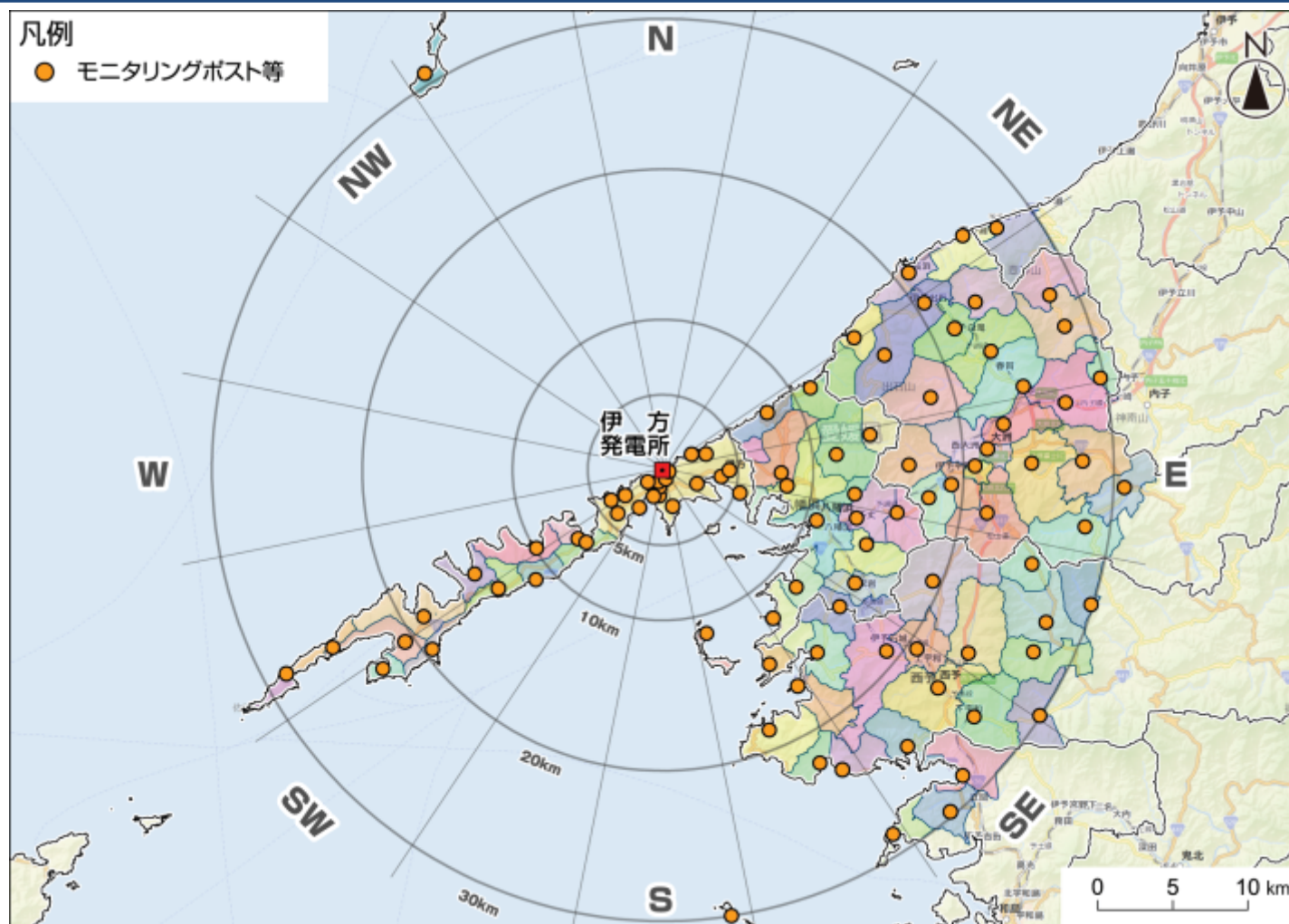


図 伊方地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

四国電力による緊急時モニタリング

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(4局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
 - ・モニタリングステーション(1局)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化する
 - ・更に、発電所周辺のモニタリングポスト(16局)で、発電所周辺の放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型代替モニタを別途配備(5台)
- 可搬型モニタ
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタ(4台)を設置して、発電所敷地境界付近のモニタリングポスト等とあわせて原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両
 - ・緊急時においてモニタリングできるよう、モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両を配備



モニタリングステーション【1局】、モニタリングポスト【20局】



可搬型代替モニタ【5台】、可搬型モニタ【4台】
(無線による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



サーベイメータ等を搭載した車両【3台】



(サーベイメータ)



(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

愛媛県によるスマートフォンを用いたモニタリング情報の伝達

- 愛媛県では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載している環境放射線データを、スマートフォン用アプリを活用してリアルタイムで住民へ伝達。
- GPS機能を活用し、伊方発電所からの距離・方位を取得するとともに利用者の最寄りのモニタリングステーション及びモニタリングポストを抽出することが可能。



スマートフォン用アプリ



- ※1: 測定線量により、各ポイントの色が変化。マップは拡大・縮小が可能。
- ※2: 山口県や大分県等、周辺県の環境放射線データ測定結果についても表示可能。
- ※3: 上記図は、スマートフォン用アプリ画面のイメージ図。
- ※4: 電子線量計の測定結果については、緊急時に、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいて公開。

10. 原子力災害時の医療の実施体制

(安定化素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- | 地域 | 住民数
(3歳以上の住民を対象) | 配布者数 |
|--|---------------------|--------|
| いかた
伊方
せと あしなる さいち
瀬戸 (足成、佐市) | 5,163人 | 3,945人 |

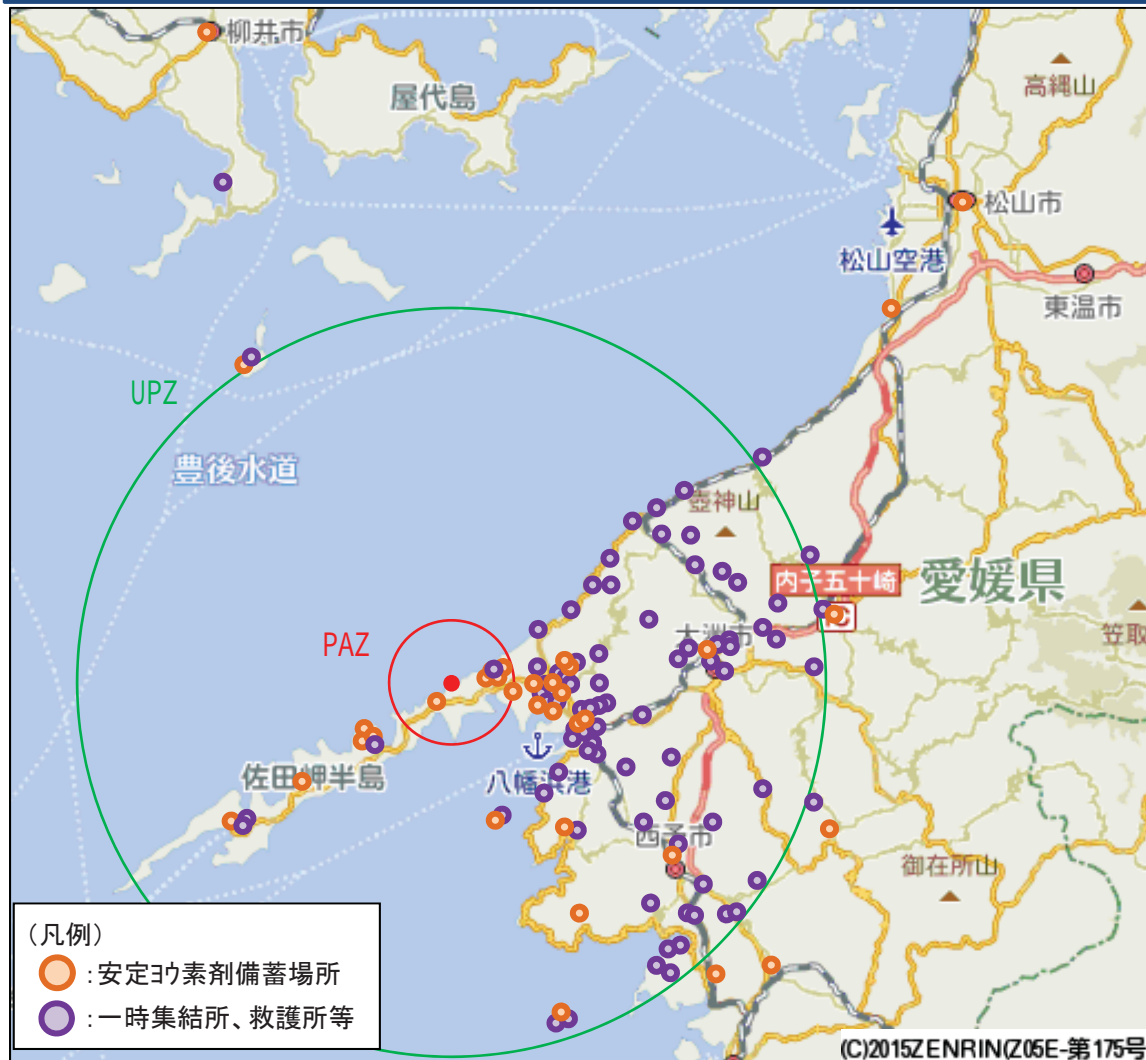
※数値はPAZ圏の数値

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

医師、県及び伊方町職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、愛媛県は計41箇所の施設に合計約897,000丸の丸剤と8,000gの粉末剤を、山口県は計2箇所の施設に合計2,000丸の丸剤と25gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は、愛媛県は備蓄場所より一時集結所等(計74箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を、山口県は備蓄場所より救護所等に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 今後、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布についても検討。



安定ヨウ素剤備蓄場所

愛媛県:41箇所

山口県:2箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結所等(計74箇所)

伊方町:4箇所
八幡浜市:31箇所
大洲市:23箇所
西予市:11箇所
宇和島市:3箇所
伊予市:1箇所
内子町:1箇所

救護所等(計2箇所)

上関町:2箇所

※: 安定ヨウ素剤備蓄場所と一時集結所、救護所等が一部で同施設内に存在

愛媛県及び山口県の避難退域時検査場所の候補地

- 愛媛県及び山口県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ圏内人口等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

検査場所通過する避難元市町 愛媛県（12箇所）

検査場所	避難元市町
みさき 三崎港※1	いかたちょう 伊方町※2
観光交流施設 さだみさき 佐田岬はなはな※1	
しもなだ運動公園	いかたちょう やわたはまし 伊方町※2、八幡浜市、 おおずし 大洲市、伊予市
うちこちよう うちこ 内子町役場内子分庁舎	おおずし せいよし やわた 大洲市、西予市、八幡 はまし うちこちよう いよし 浜市、内子町、伊予市
にいや 新谷公民館	おおずし 大洲市
すげた 菅田公民館	
おおなる 大成ふれあい広場	おおずし 大洲市
清流の里ひじかわ	やわたはまし せいよし 八幡浜市、西予市
のむら 野村ダム駐車場・ ほわいとファーム	
みま コスモスホール三間	うわじまし 宇和島市
うちこ 内子PA	やわたはまし おおずし 八幡浜市、大洲市、 うちこちよう 内子町
いよなだ 伊予灘SA	

※1:「三崎港」、「観光交流施設佐田岬はなはな」は、三崎港から海路避難を実施する際に使用

※2:伊方町は、PAZ及び予防避難エリアに位置するが、放射性物質放出後に避難を実施した住民は、当該検査の対象

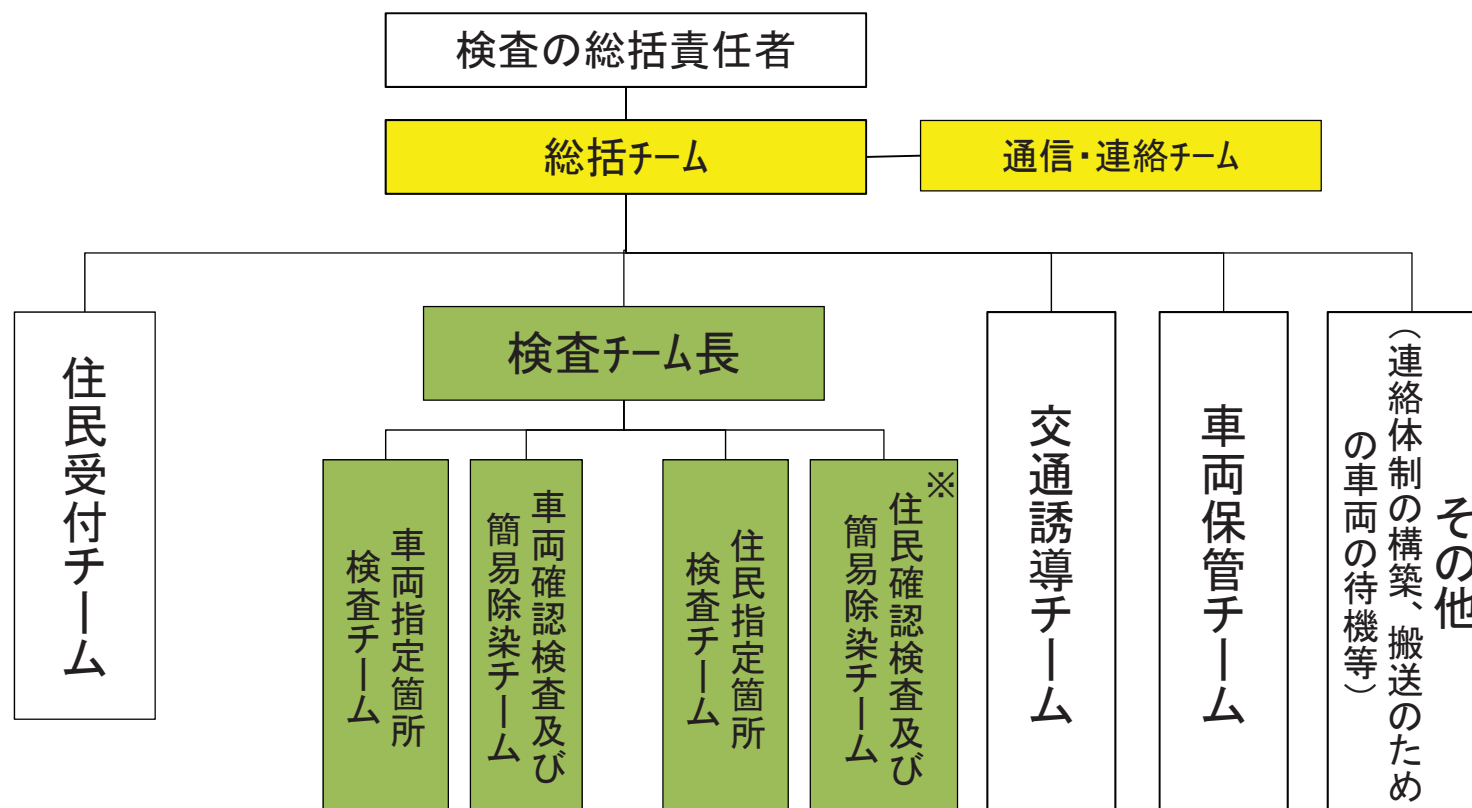
山口県（1箇所）

検査場所	避難元市町
かみのせきちよう 上関町総合文化センター	かみのせきちよう 上関町



- 避難退域時検査場所は、愛媛県、山口県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、500人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、被ばく医療に関する相談への指導・助言も実施。

愛媛県 オフサイトセンター



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



支援車

現場指揮、
資機材・人員搬送



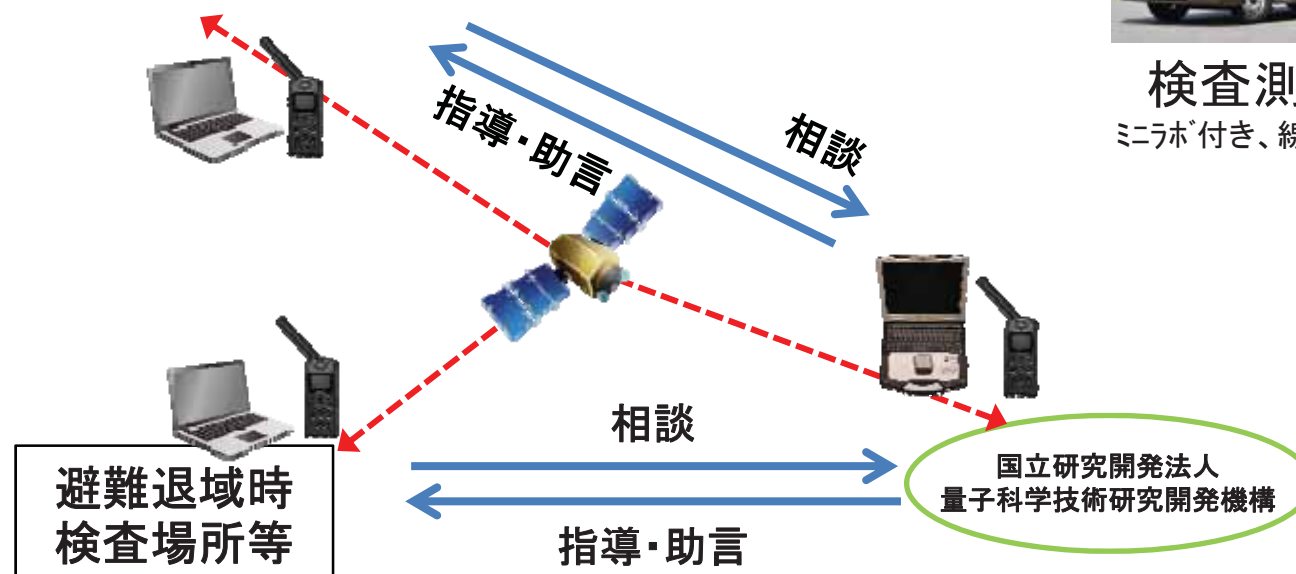
検査測定車

ミニラボ付き、線量評価測定



大型救急車

患者搬送



2011.03 東京電力(株)福島第一発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



※平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究開
発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



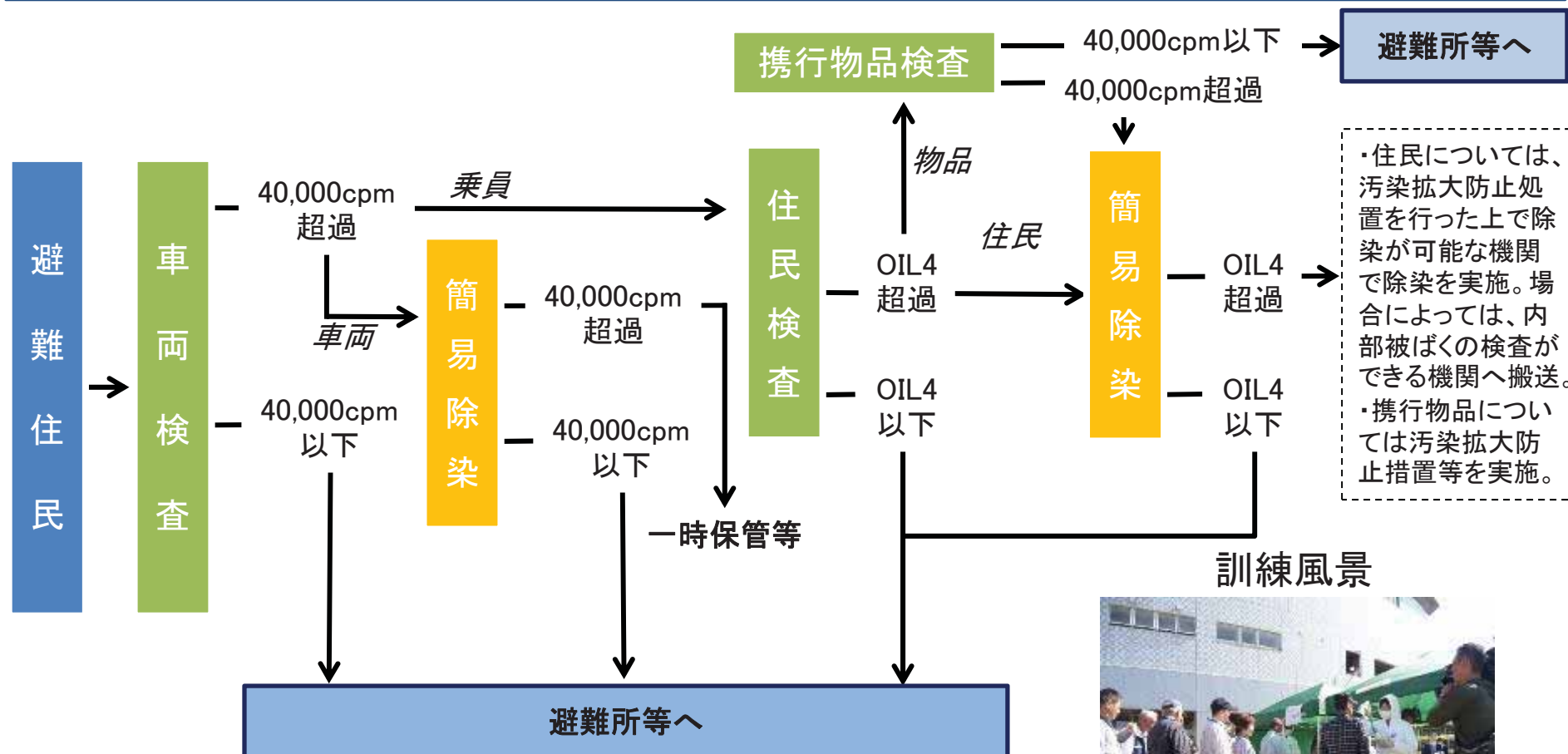
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

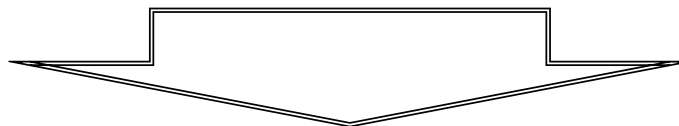
※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



➤ 放射性物質による汚染や被ばく状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療

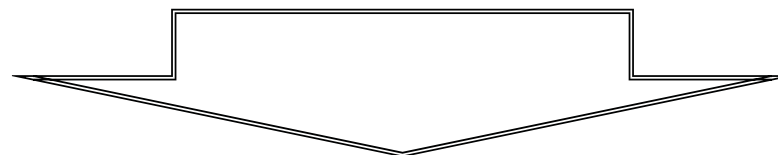
- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等



二次被ばく医療 【一次除染で十分除染できない場合等に実施】

- ①シャワー等を用いた除染
- ②ホールボディカウンタ等による内部被ばく評価
- ③被ばく患者や傷病者の診療、応急医療措置 等

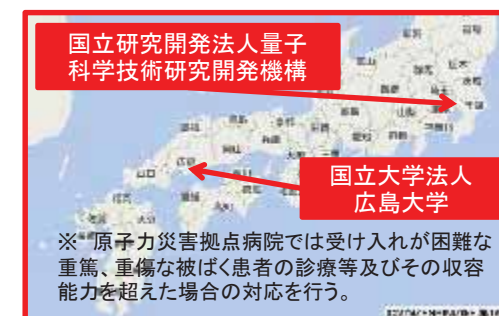
二次被ばく医療で対応できない場合は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで対応



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 【国立大学法人広島大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が実施】

- ①高度専門的な線量評価
 - ②高度な専門的除染 等
- 高度かつ専門的な被ばく医療等

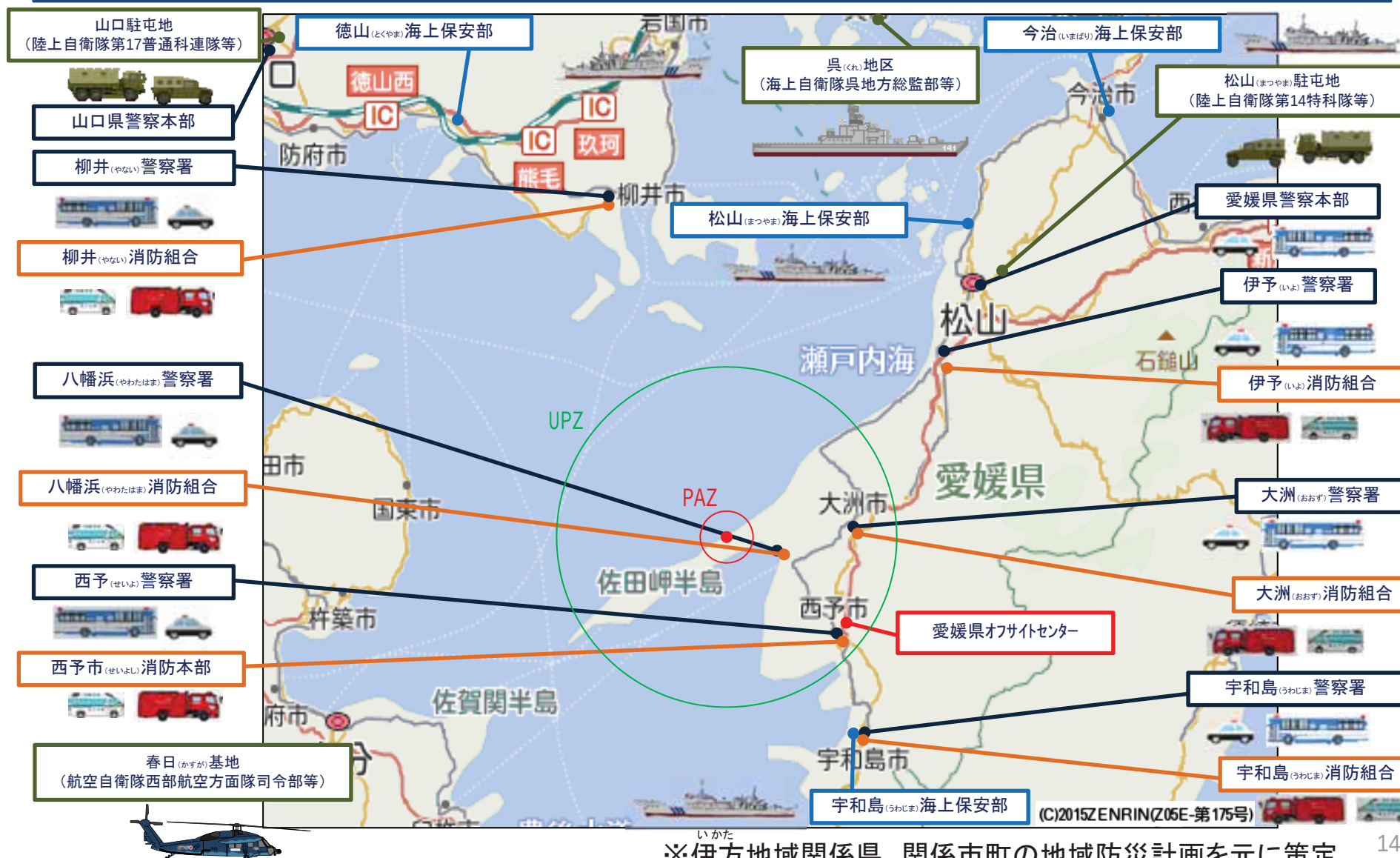
※原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関への移行に取り組んでいく。



11. 国の実動組織の支援体制

伊方地域周辺の主な実動組織の所在状況

- 不測の事態の場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



※伊方地域関係県、関係市町の地域防災計画を元に策定

実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、愛媛県、山口県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。

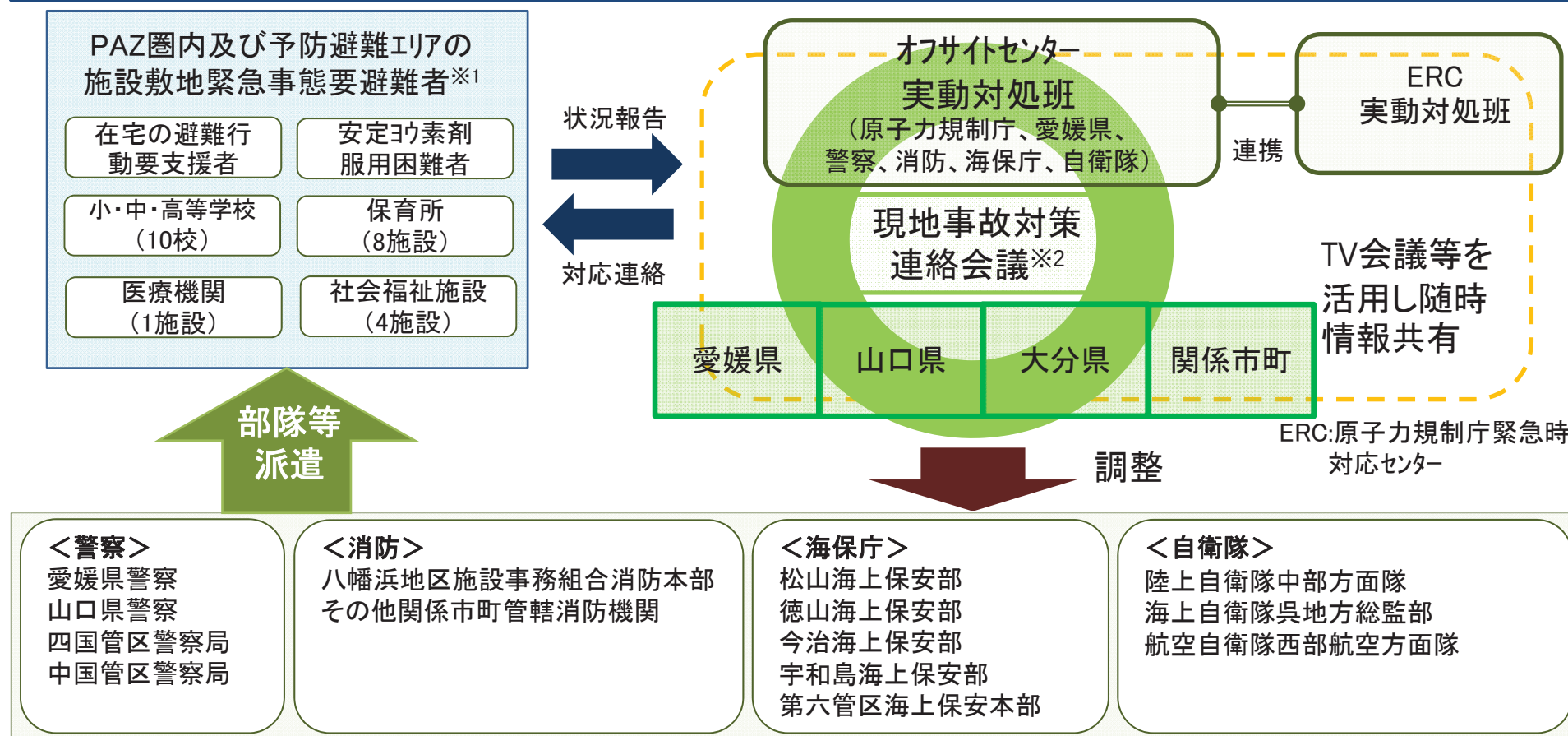


施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

- 施設敷地緊急事態の時点でPAZ圏内及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施

→ 不測の事態における愛媛県、山口県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



※1 全面緊急事態においては、PAZ圏内及び予防避難エリアの一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ圏内のうち対象地域の住民等を対象

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用）。



自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 愛媛県、山口県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

